

ふじのくに景観形成計画 進捗状況評価レポート

平成 30 年 10 月

静 岡 県

目 次

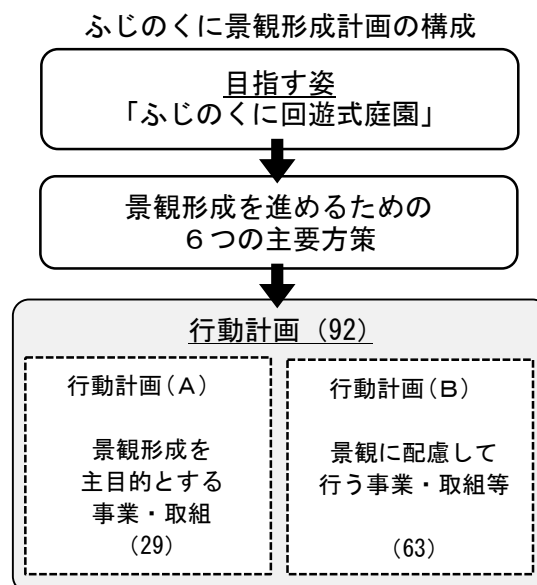
1	総括評価	1
	(1)趣旨	1
	(2)評価結果	1
	(3)今後の対応	2
2	個別評価	3
	(1)行動計画（A）評価結果	4
	(2)行動計画（B）評価結果	63
3	その他の事業・取組	80

1 総括評価

(1) 趣旨

美しい県土づくりをさらに進めるため、景観形成の目指す姿、主要方策、行動計画等を示すとともに、これらが確実に実施されるよう体制や仕組み、ルールづくり等のマネジメントを重視した「ふじのくに景観形成計画」を、平成 29 年 3 月に策定・公表しました。(計画期間 H29～H38)

本計画に位置付けた 92 の事業・取組の進捗状況について、評価を実施し、評価結果を踏まえ、次年度以降の事業・取組を推進していきます。



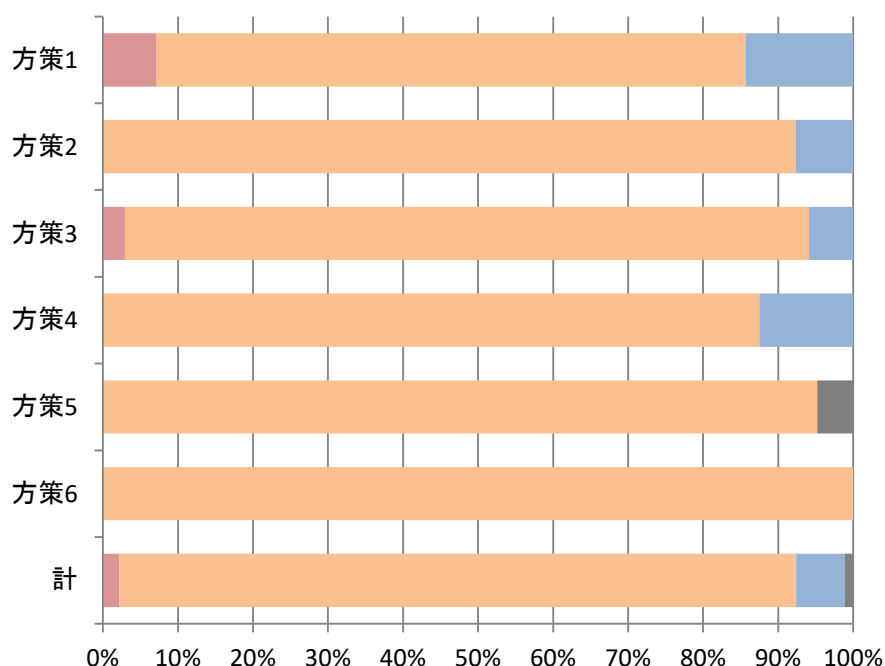
(2) 評価結果

92 の事業・取組のうち、2 事業・取組 (2.1%) は「S：計画以上の進捗が得られている」、83 事業・取組 (90.2%) は「A：計画どおり進捗している」となり、約 9 割の事業・取組が順調に進捗しているという評価結果となりました。

なお、6 事業・取組は進捗に遅れが見られますが、計画期間内には完了する予定となっています。

主要方策 \ 評価区分		S	A	B	C	-	計
1	広域景観形成をさらに加速させる	1	11	2	0	0	14
2	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する	0	12	1	0	0	13
3	静岡の景観を全ての地域から底上げする	1	31	2	0	0	34
4	ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む	0	7	1	0	0	8
5	自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める	0	20	0	0	1	21
6	景観形成をマネジメントする	0	2	0	0	0	2
計		2	83	6	0	1	92

評価区分の割合



評価区分

評価	内容
S	計画以上の進捗が得られている
A	計画どおり進捗している
B	進捗に遅れが見られるが計画期間※内に完了予定
C	進捗に遅れがあり計画期間※終了後に完了予定
—	当該年度（H29）計画なし

※ふじのくに景観形成計画の計画期間（平成29年度～38年度）または、事業・取組のスケジュールで示されている計画期間のうち、短い期間の方

(3) 今後の対応

今回の評価で得られた要因分析結果や改善点を踏まえ、本計画に掲げた景観形成の目指す姿「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向け、今後も県民、事業者、市町等の多様な主体と連携・協働して取り組みます。

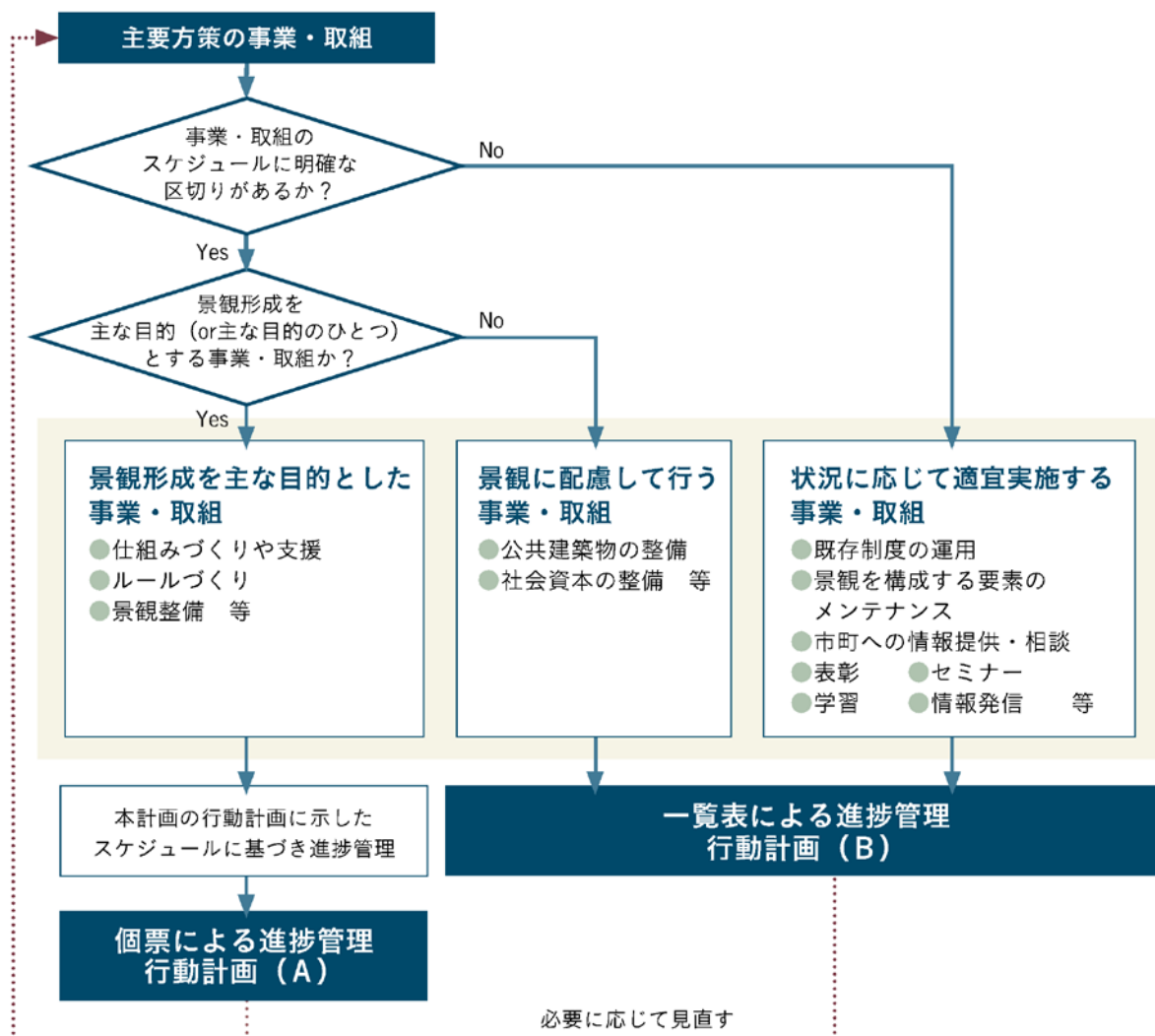
また、県が担うべき役割「景観形成を“けん引”、“調整”、“支援”」するため、富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園等の7つの広域景観の景観形成、公共施設や公共空間におけるモデル的な景観形成、景観形成の中心的な役割を担う市町や景観形成の主役である県民等に対する支援を推進していきます。

今回の評価結果は、県ホームページに公開するなど、県民に対して積極的に広報していきます。

2 個別評価

(はじめに)

主要方策の事業・取組は、内容が多岐にわたるため、一律に進捗管理を行うのではなく、以下の選定フローに従って、進捗管理を行うこととしています。



(ふじのくに景観形成計画 89 頁)

評価区分

評価	内容
S	計画以上の進捗が得られている
A	計画どおり進捗している
B	進捗に遅れが見られるが計画期間※内に完了予定
C	進捗に遅れがあり計画期間※終了後に完了予定
—	当該年度 (H29) 計画なし

※ふじのくに景観形成計画の計画期間 (平成 29 年度～38 年度) または、事業・取組のスケジュールで示されている計画期間のうち、短い期間の方

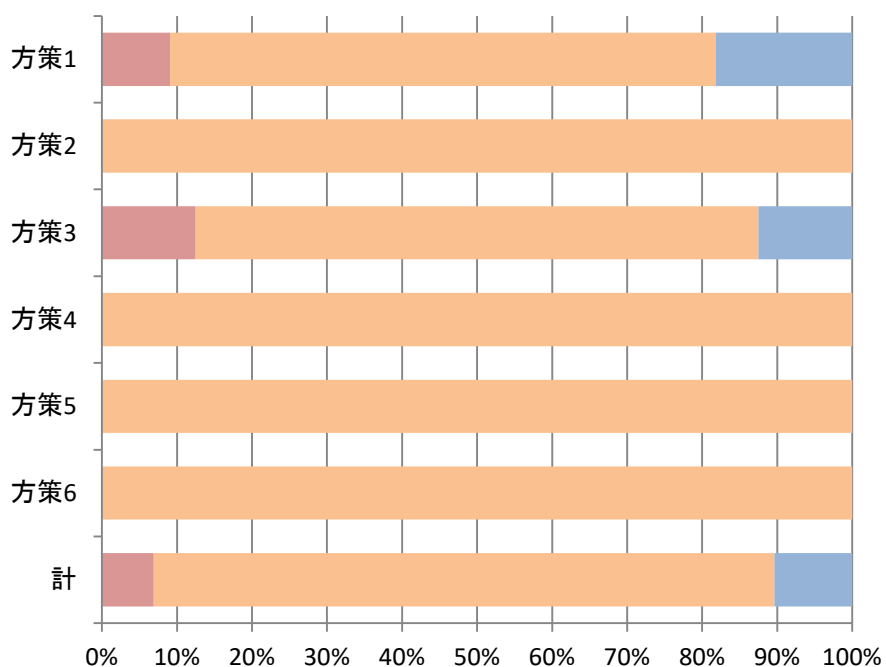
(1)行動計画（A）評価結果

29の事業・取組のうち、2事業・取組（6.9％）は「S：計画以上の進捗が得られている」、24事業・取組（82.8％）は「A：計画どおり進捗している」となり、約9割の事業・取組が順調に進捗しているという評価結果となりました。

なお、3事業・取組（10.3％）は進捗に遅れが見られますが、計画期間内には完了する予定となっています。

次頁以降に事業・取組ごとの評価結果を示します。

評価区分 主要方策		S	A	B	C	-	計
1	広域景観形成をさらに加速させる	1	8	2	0	0	11
2	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する	0	4	0	0	0	4
3	静岡の景観を全ての地域から底上げる	1	6	1	0	0	8
4	ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む	0	1	0	0	0	1
5	自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める	0	3	0	0	0	3
6	景観形成をマネジメントする	0	2	0	0	0	2
計		2	24	3	0	0	29



行動計画（A）評価書の見方、構成

行動計画（A）事業概要

		番 号	9、14			
事業・取組名	伊豆半島における屋外広告物対策					
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する					
方策の展開	伊豆半島	屋外広告物の適正な規制・誘導				
取組項目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☒ 規制・誘導 ☒ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☐ その他					
部 局 名	交通基盤部	担 当 課	景観まちづくり課			
概 要	伊豆半島において、屋外広告物の設置を原則禁止とするとともに、違反広告物に対して徹底した是正指導を行う。 県民や事業者の屋外広告物に対する意識を高めるため、優良な屋外広告物を顕彰する。					
景観形成に関する配慮事項、進め方						
・ 屋外広告物の設置を原則禁止とする方針のもと、設置に係る規制を強化する。 ・ 東京五輪までに、景観への影響が特に大きい「野立て看板」（案内看板、一般広告）の違反をゼロにすることを目指す。 ・ 東京五輪後、残る自家広告物等の対策を推進する。 ・ 伊豆半島景観協議会において、違反是正数の目標設定（数値）・進捗管理を行う。 ・ 進捗状況は、静岡県屋外広告物審議会（有識者会議）に報告する。 ・ 市町別の進捗状況を随時公表し、取組を促進する。 ・ この取組を全県に広げ、良好な景観形成を推進する。						
事業・取組のスケジュール						
項目	短期				中期 (H34～H36)	長期 (H37以降)
	H29	H30	H31	H32		
規制強化						
条例改正						
既存不適格広告物の撤去						
違反屋外広告物の是正指導						
現況調査						
違反屋外広告物の是正指導						
屋外広告物の顕彰						

23

①

評 価

A

②

平成 29 年度の実績・成果

○屋外広告物の規制強化

- ・ 平成 29 年 11 月、幹線道路沿いについて、普通規制地域を特別規制地域に拡大し、原則として屋外広告物を設置できない地域に規制強化した。また、伊豆摩実自動車道間道地区及び伊豆西岸海岸地区については、基準を更に引き上げて広告景観保全地区に指定した。

○違反屋外広告物に対する徹底した是正指導

- ・ 移動計測車両による調査に基づき、幹線道路沿いの違反屋外広告物（野立て看板）について、東京五輪の開催までに是正を完了するスケジュールを策定した。平成 29 年度末現在、2,292 件の違反屋外広告物に対して、168 件を是正した。

○美しい景観づくりキャンペーン in 伊豆半島

- ・ 規制強化及び是正指導に併せて、住民及び観光客に伊豆半島の美しい景観づくりに関心を持ってもらうため、屋外広告に焦点を当てたキャンペーンを実施した。
- ・ キャンペーン開始を広く周知するため、駅、道の駅等でうねを配布
- ・ 伊豆半島の景観に調和した素敵な看板の写真を募集し、審査の上、表彰
- ・ まちなみと看板との調和を考える「まち歩き」を伊豆市、南伊豆町で開催

要因分析・改善点

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向け、伊豆半島を美しくしたいという機運が高まり、県と 13 市町が連携して取組を推進できた。

③

今後の予定

C H29完了 C 継続 C その他

④

- ・ 違反屋外広告物の是正指導を引き続き取り組んでいく。（目標値：平成 30 年度末で 1,400 件、平成 31 年度末で 2,290 件）

24

（左頁）計画内容

（右頁）実績、今後の予定等

①評価

評価区分に基づく担当課の自己評価結果

②平成 29 年度の実績・成果

計画内容に対する平成 29 年度の実績・成果（H30.3.31 現在）

③要因分析・改善点

実績・成果が得られた（あるいは得られなかった）要因の分析、実績・成果が得られていない場合は、事業・取組の改善点

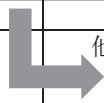
④今後の予定

②、③を踏まえた平成 30 年度以降の予定

行動計画(A) 評価結果一覧表

No	主要方策	事業・取組名	評価	部局名	担当課
1	主要方策1 広域景観形成を さらに加速させる	広域景観の形成	A	交通基盤部	景観まちづくり課
2		富士山広域景観の形成	A	交通基盤部	景観まちづくり課
3		伊豆半島広域景観の形成	A	交通基盤部	景観まちづくり課
4		大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成	A	交通基盤部	景観まちづくり課
5		駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸広域景観の形成	A	交通基盤部	景観まちづくり課
6		清水海岸（三保地区）の景観改善の取組	A	交通基盤部	河川企画課 河川海岸整備課
7		三保松原の松林保全技術支援事業	S	経済産業部	森林整備課
8		富士山周辺地域における無電柱化の推進	B	交通基盤部	道路企画課
9		伊豆半島における屋外広告物対策	A	交通基盤部	景観まちづくり課
10		「安全・快適の道」緊急対策事業 （旧伊豆地域緊急森林整備事業）	A	経済産業部	森林整備課
11		伊豆地域における無電柱化の推進	B	交通基盤部	道路企画課
12	主要方策2 国内外に誇れる 高質な公共空間を形成する	公共施設整備における景観形成の推進	A	交通基盤部	景観まちづくり課
13		公共施設整備のデザイン協議の推進	A	交通基盤部 他	景観まちづくり課 各公共施設整備担当課
14		屋外広告物行政の推進	A	交通基盤部	景観まちづくり課
15		屋外広告物行政への民間活力導入	A	交通基盤部	景観まちづくり課
16	主要方策3 静岡の景観を 全ての地域から底上げする	市町の景観行政団体への移行・景観計画の策定支援	A	交通基盤部	景観まちづくり課
17		観光地エリア景観計画の策定支援	A	交通基盤部	景観まちづくり課
18		景観重要公共施設の指定支援	B	交通基盤部 他	景観まちづくり課 各公共施設整備担当課
19		専門アドバイザーの派遣	S	交通基盤部	景観まちづくり課
20		美しい茶園でつながるプロジェクト	A	経済産業部	地域農業課
21		農村景観保全への取組について	A	経済産業部	農地整備課
22		ふじのくに美しく品格のある邑づくり	A	経済産業部	農地保全課
23		豊かな暮らし空間創生の促進	A	くらし・環境部	住まいづくり課 公営住宅課
24	主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して 景観形成に取り組む	県費助成や許認可を通じた景観形成	A	交通基盤部 他	景観まちづくり課 県費助成・許認可制度所管課
25	主要方策5 自立した持続性のある 県民・事業者へ根ざした 景観形成を進める	景観形成活動の動機を高める普及啓発の推進	A	交通基盤部	景観まちづくり課
26		景観形成を担う人材の発掘・育成	A	交通基盤部	景観まちづくり課
27		景観形成を支える財源の確保・支援	A	交通基盤部	景観まちづくり課
28	主要方策6 景観形成をマネジメントする	景観形成推進コーディネーターの養成	A	交通基盤部	景観まちづくり課
29		多面的なモニタリングの実施	A	交通基盤部	景観まちづくり課

行動計画（A）事業個票

					番 号	1	
事業・取組名	広域景観の形成						
主 要 方 策	広域景観形成をさらに加速させる						
方 策 の 展 開	全広域景観						
取 組 項 目	☒ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☒ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	広域景観の形成を図るため、県が中心となって市町、関係事業者等とともに推進体制（広域景観協議会等）を構築し、観光と景観形成の統合的な戦略も考慮しながら、広域景観の景観形成方針・行動計画の策定・進捗管理及び共通の規制・誘導策の検討等を行う。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
○全広域景観共通 - 県は、広域景観の特徴と取組状況に応じて、協議会の運営支援、関係団体への働きかけ、広域景観エリア内の重点箇所の選定・支援等を行う。 - 富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園において成功事例を積み上げ、そのノウハウを蓄積した上で、駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸において景観形成を展開する。 - 県が先頭に立ち、景観形成のリーディングプロジェクトを実施することを、協議会等で検討する。 - 地域の課題解決（空き家、耕作放棄地等）と景観形成の両方の達成を目指すことを検討する。 - 景観の規制・誘導に関する共通基準を検討する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園	成功事例の積み上げ ノウハウ蓄積						
駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸						他広域景観へ展開	

※広域景観毎の配慮事項、進め方、スケジュールは別の事業個票で示す。

平成 29 年度の実績・成果

- 富士山、伊豆半島は、各景観協議会を開催、運営し、各行動計画に基づく施策の進捗状況等を確認した。
- 伊豆半島では、屋外広告物について県条例を改正し規制を強化したことにより、独自条例を持つ市に対し基準を示した。
- 大井川流域・牧之原大茶園は、平成 20 年度に設立した「牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会」を発展的に拡充し、9 市町及び県で構成する「大井川流域・牧之原大茶園景観協議会」を設立のうえ、行動計画策定に向けた景観形成の方針を定めた。
- 国土軸のうち、新幹線からの富士山眺望について関係者による勉強会及び現地調査を行った。

要因分析・改善点

- 広域景観については、前例を踏まえつつも各地域の特性、課題を十分分析、把握したうえで、景観形成の方針を定め、行動計画を策定する必要がある。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 富士山、伊豆半島は、行動計画の進捗確認及び評価を行う。
- 大井川流域・牧之原大茶園は、平成 30 年度中に景観形成行動計画を策定する。
- その他の広域景観でも、関係者とともに景観形成に取り組んでいく。

行動計画（A）事業個票

					番 号	2	
事業・取組名	富士山広域景観の形成						
主 要 方 策	広域景観形成をさらに加速させる						
方 策 の 展 開	富士山						
取 組 項 目	☒ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☒ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	富士山広域景観を一層魅力あるものにしていくため、富士山周辺景観形成保全行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、景観形成を推進する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
県、関係市町等で構成する広域景観協議会を中心に、景観形成方針を踏まえ、次の取組を行う							
<景観形成方針> ● 富士山の眺望景観を阻害するものの整除 ● 富士山周辺の魅力的な景観の保全 ● 富士山への眺望景観の創出 ・ 行動計画に位置付けた事業の推進 ・ 各市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整 ・ 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有 ・ 法定の景観協議会への移行							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
富士山の眺望景観の形成等							
行動計画の進捗評価		計画の見直し					
法定の景観協議会への移行	――	移行準備		――	● 移行		

平成 29 年度の実績・成果

- 富士山地域景観協議会の構成員である県と市町が、富士山周辺景観形成保全行動計画に沿って、良好な広域景観の形成に取り組んでいる。
- 2020 オリンピック・パラリンピックの自転車ロードレースのゴール地点が富士スピードウェイに決定したことを受け、コース沿線と周辺主要道路にて違反広告物対策を進めることとした。
- 東海道新幹線からの富士山眺望において、眺望を阻害する電線に対し、景観改善の取組を始めた。富士市・東電を中心とした関係者とともに勉強会を開催し、改善方法を検討した。
- 富士山地域景観協議会ワーキングを開催し、行動計画に沿った富士山周辺地域の景観保全の取組について情報共有を行った。また、平成 30 年度は行動計画策定から 5 年が経過することから、協議会にて行動計画の進捗評価を行うこととした。



違反広告物の是正
(御殿場 I C 出口)



要因分析・改善点

- 行動計画には数値指標を設定していないので、進捗評価が難しい。行動計画の見直しに当たっては、進捗評価を踏まえた見直しを行う。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 平成 30 年度に行動計画の進捗評価を行い、有識者会議、協議会の意見を踏まえ、行動計画の見直し等を検討する。

行動計画（A）事業個票

					番 号	3	
事業・取組名	伊豆半島広域景観の形成						
主 要 方 策	広域景観形成をさらに加速させる						
方 策 の 展 開	伊豆半島						
取 組 項 目	☒ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☒ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	伊豆半島の景観形成を一体的に進めるため、伊豆半島景観形成行動計画に基づき、県と市町等が連携して景観形成を推進する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
県、関係市町等で構成する「伊豆半島景観協議会」を中心に、景観形成方針を踏まえ、次の取組を行う <景観形成方針> ☒ 周遊観光が楽しく快適になる魅力的な沿道・沿線景観の形成 ☒ 伊豆半島の広がりを楽しめる美しい眺望景観の形成 ・ 行動計画に位置付けた事業の推進 ・ 各市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整 ・ リーディングプロジェクトの検討・実施 ・ 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有 ・ 法定の景観協議会への移行							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
沿道景観・眺望景観の形成							
行動計画の進捗評価						計画見直し	
リーディングプロジェクトの検討・実施							
法定の景観協議会への移行	――	――	移行準備	――	――	――	● 移行

平成 29 年度の実績・成果

【景観形成方針 1 魅力的な沿道景観】

- ・ 屋外広告物対策として、平成 29 年 11 月、幹線道路沿いについて、原則として屋外広告物を設置できない地域に規制強化した。また、伊豆縦貫自動車道関連地区及び伊豆西南海岸地区については、広告景観保全地区に指定した。
- ・ 平成 30 年 3 月時点で、2,232 件の違反広告物に対して、168 件を是正した。

【景観形成方針 2 美しい眺望景観】

- ・ 伊豆半島ならではのブランド力を高めるため、眺望景観の認定制度について検討した。

【景観形成方針 3 個性豊かな愛着を持てる地域景観】

- ・ これまでの点的に実施してきた施設整備を見直し、景観に配慮した面的整備を推進するため、伊豆半島景観協議会管内で 5 箇所の観光地エリア景観計画の策定を支援した。（参考 H28：13 箇所、H30：15 箇所予定）



（伊豆半島景観協議会の様子）

要因分析・改善点

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向け、伊豆半島を美しくしていこうという機運が高まり、伊豆半島全体で取組を推進できた。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- ・ 違反広告物の是正指導を引き続き取り組んでいく。
- ・ 眺望景観の認定制度はについて、制度設計と箇所選定に取り組む。
- ・ 観光地エリア景観計画を 15 箇所策定する。

行動計画（A）事業個票

					番 号	4	
事業・取組名	大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成						
主 要 方 策	広域景観形成をさらに加速させる						
方 策 の 展 開	大井川流域・牧之原大茶園						
取 組 項 目	☒ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☒ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	静岡ならではの茶園景観を保全・形成するため、県と市町等で連携して、大井川流域・牧之原大茶園広域景観形成行動計画を策定し、景観形成を推進する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
県、関係市町等で構成する「牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会」を中心に、景観形成方針を踏まえ、次の取組を行う							
＜景観形成方針＞ ● 静岡のシンボルとなる茶園景観の保全 ● 観光客周遊ルートにおける景観の保全 ● 茶園や富士山と調和した空港周辺の景観の形成							
・ 行動計画の策定 ・ 行動計画に位置付けた事業の推進 ・ 各市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整 ・ 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有 ・ 法定の景観協議会への移行							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
行動計画の策定							
茶園景観の保全等							
行動計画の進捗評価						計画見直し	
法定の景観協議会への移行	――	――	移行準備		――	――	● 移行

平成 29 年度の実績・成果

- 平成 29 年 7 月に、平成 20 年度に県と関係市町で設立した「牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会」を発展的に拡充し、大井川流域・牧之原大茶園景観協議会（島田市、牧之原市、菊川市、御前崎市、吉田町、川根本町、焼津市、藤枝市、掛川市、県関連部局）を設立した。
- 平成 29 年度は、協議会、有識者会議、地元住民意見交換会（茶業関係者、大井川流域関係者）をそれぞれ 2 回開催し、景観形成の方針を定めた。

景観形成の方針

①静岡が世界に誇る茶園景観～牧之原大茶園は茶処静岡の代表地～

②大井川が育む自然と暮らしの景観

～上流は南アルプス、河口は駿河湾 大自然と人の暮らしの景観～

③経済と文化を結ぶ交通（軸・拠点）と景観

～陸・海・空 時代とともに変化する交通～



（有識者会議開催状況）



（有識者による現地視察状況）

要因分析・改善点

- 市町及び県関連部局で構成される協議会員の意見のみならず、有識者や地元茶業関係者、鉄道事業者、NPO法人等の意見を取り入れたことにより、地元ニーズを反映させた方針とすることができた。
- 目的及び最終到達点を見据えた情報収集ができなかったため、今年度の行動計画策定業務においては、必要データの補完調査をしながら実施する必要がある。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 平成 30 年度は、協議会を 3 回、有識者会議を 2 回実施し、行動計画を策定する。

行動計画（A）事業個票

					番 号	5	
事業・取組名	駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸広域景観の形成						
主 要 方 策	広域景観形成をさらに加速させる						
方 策 の 展 開	駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸						
取 組 項 目	☒ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☒ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部				担 当 課	景観まちづくり課	
概 要	駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸の景観形成を一体的に進めるため、県と市町等が連携して景観形成を推進する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
- 関係市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整を行う。 - 各広域景観で特に保全・形成する必要のある景観形成について検討を行う。 - 行動計画の策定、行動計画に位置付けた事業の推進（各市町への働きかけ）を行う。 - 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有する。 - 先行する富士山、伊豆半島、大井川流域・牧ノ原大茶園の広域景観の取組の成果やノウハウを参考にして、景観形成に取り組む。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
情報の交換・共有							
勉強会の開催							
現地調査の実施							
行動計画策定							
行動計画に位置付けた事業の推進・進捗評価							

平成 29 年度の実績・成果

- 国土軸のうち東海道新幹線からの富士山眺望について、電線をはじめ様々な阻害物件が存在しているため、富士市内の区間について関係者による情報共有を図るため勉強会を開催した。

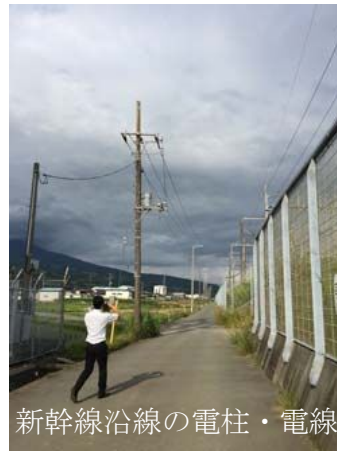
＜新幹線からの富士山眺望勉強会＞

開催日	平成 30 年 2 月 15 日
場 所	富士市消防防災庁舎 3 階
出席者	伊藤光造くらしまち継承機構理事長（アドバイザー） 東京電力パワーグリッド、中部電力、NTT インフラネット、NTT フィールドテクノ、 富士市 建築指導課、道路整備課 県 道路整備課、景観まちづくり課、富士土木事務所
備 考	会議後、現地視察

- 勉強会の結果、景観を阻害する物件の中でも、富士山にかかる電線の影響が最も大きいとの共通認識が図られた。今後の対策の主対象を電線とし、富士山が美しく見られるポイントなどの優先箇所を決めて検討していくこととなった。



勉強会の様子



新幹線沿線の電柱・電線

要因分析・改善点

- 勉強会において、景観の専門家からアドバイスをいただいたことにより、阻害物件等に関する関係者間の共通理解化につながった。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 新幹線の富士山眺望では、検討箇所を選定するためより具体的な対応策を検討し、東京電力等に対応案を示すなどして、引き続き勉強会を行っていく。
- 浜名湖は、関係市等と打合せ会、現地確認等を開催し、景観課題等への共通認識を図る。

行動計画（A）事業個票

					番 号	6	
事業・取組名	清水海岸（三保地区）の景観改善の取組						
主 要 方 策	広域景観形成をさらに加速させる						
方 策 の 展 開	富士山						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部		担 当 課	河川企画課・河川海岸整備課			
概 要	三保松原が世界文化遺産「富士山」の構成資産に登録される過程で、イコモスから、砂浜を保全するために設置した消波堤が「審美的観点から望ましくない」との指摘を受けたため、世界文化遺産の構成資産にふさわしい景観への改善を目指す。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
「三保松原白砂青松保全技術会議」（H25-26 年度）で決定した「景観改善に関する対応方針」に基づき対策を進める。 1 将来構造物に頼らずに砂浜が維持される海岸を実現するため、常に土砂供給の連続性を確保するよう努める。 2 砂浜が自然回復するまでの間、景観上配慮した最小限の施設により、砂浜を保全する。 （1）短期対策として、1 号、2 号消波堤を L 型突堤に置き換える。 （2）上記対策の効果を検証した上で、中期対策として 3 号、4 号消波堤を L 型突堤に置き換える。（※対策の可否を含め、詳細は短期対策完了後に改めて検討。） 3 モニタリングにより海浜変化等を常に把握し、順応的に対策を見直す。 4 目指す海岸の姿を実現するため、関係者・関係機関との連携を進める。 5 世界文化遺産と名勝及びその周辺部を一体として捉え、三保松原の文化財的な価値の維持・向上に努める。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
対策工法の検討	モニタリング・計画見直し						
L 型突堤の設置	1 号 L 型突堤			2 号 L 型突堤 (1 号の整備効果等を検証し、整備方針を検討)			短期対策の効果を検証して対策内容を再検討
養浜							

平成 29 年度の実績・成果

1 号 L 型突堤の整備

- 技術会議の後継組織である「三保松原景観改善技術フォローアップ会議」委員の技術的助言を踏まえた詳細設計に基づき整備を進めている。
- 平成 28 年 11 月から横堤等を構成する函体の製作に着手し、平成 29 年 11 月に完了した。



要因分析・改善点

- 設計段階で、海岸工学や景観の専門家（フォローアップ会議委員）から技術的助言を頂くとともに、水理模型実験を実施するなど、現場条件等を的確に詳細設計に反映させたことにより、計画通り工事を進めることができています。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 1 号 L 型突堤は、平成 30 年 3 月から静岡市清水区貝島の製作ヤードにて縦堤の被覆ブロックの製作に着手しており、台風シーズン後に据付作業を行い、平成 31 年 3 月に完成する予定である。

行動計画（A）事業個票

					番 号	7	
事業・取組名	三保松原の松林保全技術支援事業						
主 要 方 策	広域景観形成をさらに加速させる						
方 策 の 展 開	富士山						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	経済産業部			担 当 課	森林整備課		
概 要	三保松原の松林を適切に保全するため、三保松原の松林保全技術支援事業により、静岡市が行うマツ材線虫病対策や松林に適した環境づくり（土壌改良）等を技術的に支援する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
三保松原の松林保全技術会議の提言書に基づき、マツ材線虫病の早期微害化やマツの生育に適した環境づくり（土壌改良）等を進め、健全な松林の維持管理により、三保松原の景観を保全する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
マツ材線虫病対策							
松林に適した環境づくり							
・ 土壌改良資材等試験・検証							
・ 三保主要区域で実施							

平成 29 年度の実績・成果

- マツ材線虫病の早期微害化については、これまで実施してきた対策（薬剤散布や伐倒駆除、予防剤注入）により、「三保松原の松林保全に向けた提言書」の目標である被害率 1 本/ha 以下を達成することができた。（平成 29 年度は被害率 0.71 本/ha）
- マツの生育に適した環境づくりについては、平成 28 年に土壌改良資材試験の中間報告を基に、炭による土壌改良を三保松原においても試行を始めた。平成 29 年度に三保松原で試行した土壌改良についてモニタリングした結果、細根の発根が確認され、菌根菌の形成状況も概ね良好であり、樹勢回復の兆しが見られた。



三保松原と富士山



炭による土壌改良の様子

要因分析・改善点

- 薬剤散布や伐倒駆除、予防剤注入の徹底的な対策により、マツ材線虫病の早期微害化を達成することができた。
- また土壌改良については、樹勢回復の兆しが見られるため、計画を前倒して試行している。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 引き続き、マツ材線虫病の徹底した対策を行っていくとともに、マツ 1 本 1 本を管理するためのデータベースの構築に取り組み、静岡市と連携し、三保松原の松林保全に取り組んでいく。

行動計画（A）事業個票

					番 号	8	
事業・取組名	富士山周辺地域における無電柱化の推進						
主 要 方 策	広域景観形成をさらに加速させる						
方 策 の 展 開	富士山						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	道路企画課		
概 要	富士山周辺地域の主要な景勝地や観光地等で、道路管理者と電線管理者、地元自治体が連携・調整して、景観を阻害している電柱・電線の撤去を進める。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
- 事業中の「白糸ノ滝周辺地区」については、早期に無電柱化を完了させる。 - 今後、策定が予定される次期無電柱化推進計画において、良好な富士山眺望景観の形成の観点から箇所を位置付け、無電柱化事業を実施する。 - 一般的な電線共同溝整備による手法のほか、視点場を特定した上でのスポット的な電線・電柱の撤去等、早期の景観改善効果発現につながる無電柱化にも取り組む。 - 無電柱化実施箇所は、富士山周辺景観形成保全行動計画において景観の核をつくる要素として位置付けられた「沼津港」「富士山本宮浅間大社」「三嶋大社」など、既存・関連計画との整合を図りつつ、電線管理者、地元市町と調整のうえで選定する。 - 無電柱化推進計画の策定、個別箇所の実施手法等の検討・調整においては、平成 26 年度に設置した「富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会」を活用する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
白糸ノ滝周辺地区無電柱化							
次期無電柱化計画に基づく無電柱化	● 策定					見直し	見直し
スポット的な電線・電柱の撤去等	● 選定						
富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会	必要に応じて開催 						

平成 29 年度の実績・成果

- 「富士山本宮浅間大社」において、富士山の眺望を阻害していた電柱・電線を、「富士山世界遺産センター」の開館に合わせて、平成 29 年 12 月に撤去した。

[着手前]

[完了]



要因分析・改善点

- スポット的な電線・電柱の撤去については、成果を挙げることができたが、その他の事業・取組については、達成途上である。
- 特に、次期無電柱化推進計画（県計画）の策定は、昨年度、国の計画を踏まえて策定する予定であったが、国計画の策定が平成 30 年度となったため、策定が遅延している。

今後の予定

☐ H29完了 ☒ 継続 ☐ その他

- 「白糸ノ滝周辺地区」について、早期に無電柱化を完了させる。
- 次期無電柱化推進計画を早期に策定する。

行動計画（A）事業個票

					番 号	9、14		
事業・取組名		伊豆半島における屋外広告物対策						
主 要 方 策		広域景観形成をさらに加速させる		国内外に誇れる高質な公共空間を形成する				
方 策 の 展 開		伊豆半島		屋外広告物の適正な規制・誘導				
取 組 項 目		☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☒ 規制・誘導 ☒ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名		交通基盤部		担 当 課	景観まちづくり課			
概 要		伊豆半島において、屋外広告物の設置を原則禁止とするとともに、違反広告物に対して徹底した是正指導を行う。 県民や事業者の屋外広告物に対する意識を高めるため、優良な屋外広告物を顕彰する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方								
・ 屋外広告物の設置を原則禁止とする方針のもと、設置に係る規制を強化する。 ・ 東京五輪までに、景観への影響が特に大きい「野立て看板」（案内図板、一般広告）の違反をゼロにすることを目指す。 ・ 東京五輪後、残る自家広告物等の対策を推進する。 ・ 伊豆半島景観協議会において、違反是正数の目標設定（数値）・進捗管理を行う。 ・ 進捗状況は、静岡県屋外広告物審議会（有識者会議）に報告する。 ・ 市町別の進捗状況を随時公表し、取組を促進する。 ・ この取組を全県に広げ、良好な景観形成を推進する。								
事業・取組のスケジュール								
項目		短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
		H29	H30	H31	H32	H33		
規制強化					東京五輪			
条例改正		■						
既存不適格広告物の撤去		■	■					
違反屋外広告物の是正指導			■					
現況調査		■	■					
違反広告物の是正指導		■	■	■				
		(野立て看板)			引き続き実施 (自家広告物等)			
屋外広告物の顕彰		■	■	■				

平成 29 年度の実績・成果

○屋外広告物の規制強化

- 平成 29 年 11 月、幹線道路沿いについて、普通規制地域を特別規制地域に変更し、原則として屋外広告物を設置できない地域に規制強化した。また、伊豆縦貫自動車道関連地区及び伊豆西南海岸地区については、基準を更に引き上げて広告景観保全地区に指定した。

○違反広告物に対する徹底した是正指導

- 移動計測車両による調査に基づき判明した幹線道路沿いの違反広告物（野立て看板）について、東京五輪の開催までには是正を完了するスケジュールを策定した。平成 29 年度末現在、2,232 件の違反広告物に対して、168 件を是正した。

○美しい景観づくりキャンペーン in 伊豆半島

- 規制強化及び是正指導に併せて、住民及び観光客に伊豆半島の美しい景観づくりに関心を持ってもらうため、屋外広告に焦点を当てたキャンペーンを実施した。
 - ・キャンペーン開始を広く周知するため、駅、道の駅等でうちわを配布
 - ・伊豆半島の景観に調和した素敵な看板の写真を募集し、審査の上、表彰
 - ・まちなみと看板との調和を考える「まち歩き」を伊豆市、南伊豆町で開催



要因分析・改善点

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向け、伊豆半島を美しくしていこうという機運が高まり、県と 13 市町が連携して取組を推進できた。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 違反広告物の是正指導を引き続き取り組んでいく。（目標値：平成 30 年度末で 1,400 件、平成 31 年度末で 2,200 件）

行動計画（A）事業個票

					番 号	10	
事業・取組名	「安全・快適の道」緊急対策事業（旧伊豆地域緊急森林整備事業）						
主 要 方 策	広域景観形成をさらに加速させる						
方 策 の 展 開	伊豆半島						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	経済産業部			担 当 課	森林整備課		
概 要	世界文化遺産「韮山反射炉」、東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技会場「ベロドローム」に来訪される方々に対するおもてなしとして施設及びアクセス道周辺の景観向上を図るため、森林の修景伐を実施する事業者を支援する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
伊豆半島景観協議会と連携し、伊豆半島景観形成行動計画に沿った計画を立て、施設及びアクセス道周辺の景観向上を図るため、ビューポイントを中心に森林の修景伐を進める。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
修景伐への助成							

平成 29 年度の実績・成果

- 世界文化遺産「韮山反射炉」へのアクセス道(伊豆の国市)や東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技会場「伊豆ベロドローム」(伊豆市)へのアクセス道沿線の森林、合わせて 23ha の修景伐を実施した。
- 特に伊豆市で実施した森林景観整備箇所は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技会場への観客輸送ルートとなっており、来訪する観客に、また訪れたいと思う森林景観の創出を図った。

「伊豆ベロドローム」へのアクセス道



施工前



施工後

要因分析・改善点

- アクセス道沿線の森林景観が向上するとともに、車両の通行における安全性が向上した。
- 整備は、一律に伐採するのではなく、箇所ごとの地形や樹木の種類等に配慮し、森林景観のアクセントとなるような立木を残すなど、整備方法の改善に努め、より丁寧な景観整備を進める。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 平成 30 年度は、観客輸送ルートとなっている県道沿線の森林を中心に、整備を進めていく予定である。

行動計画（A）事業個票

					番 号	11	
事業・取組名	伊豆地域における無電柱化の推進						
主 要 方 策	広域景観形成をさらに加速させる						
方 策 の 展 開	伊豆半島						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	道路企画課		
概 要	伊豆半島の主要な景勝地や観光地等で、道路管理者と電線管理者、地元自治体が連携・調整して、景観を阻害している電柱・電線の撤去を進める。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
- 今後、策定が予定される次期無電柱化推進計画において、良好な眺望景観の形成の観点から箇所を位置付け、無電柱化事業を実施する。 - 一般的な電線共同溝整備による手法のほか、視点場を特定した上でのスポット的な電線・電柱の撤去等、早期の景観改善効果発現につながる無電柱化にも取り組む。 - 無電柱化実施箇所は、伊豆半島景観形成行動計画との整合を図りつつ、電線管理者、地元市町と調整のうえで選定する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
次期無電柱化計画に基づく無電柱化	● 策定					見直し	見直し
スポット的な電線・電柱の撤去等	● 選定						

平成 29 年度の実績・成果

- 次期無電柱化推進計画（県計画）の策定に先立ち、候補箇所を整理した。
- 電線共同溝整備による無電柱化を着実に進めた。
（（国）136 号 防災・安全交付金（交通安全・電線共同溝）事業（伊豆の国市南條 地内）。
平成 29 年度は電線共同溝を約 40m 敷設）

[着手前]



[電線共同溝敷設完了（抜柱前）]



要因分析・改善点

- 次期無電柱化推進計画（県計画）の策定について、昨年度、国の計画を踏まえて策定する予定であったが、国計画の策定が平成 30 年度となったため、策定が遅延している。

今後の予定

- H29完了 ● 継続 ○ その他
- 次期無電柱化推進計画を早期に策定する。

行動計画（A）事業個票

					番 号	12	
事業・取組名	公共施設整備における景観形成の推進						
主 要 方 策	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する						
方 策 の 展 開	公共空間の高質化						
取 組 項 目	☒ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☒ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	公共施設の整備に際しては、地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい景観の形成や保全を図る必要がある。そこで、景観に配慮した設計、工事、維持管理等を行うために必要な視点や考え方等の景観配慮の方針を示した「ふじのくに色彩・デザイン指針」の充実を図る。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
「ふじのくに色彩・デザイン指針」のうち、デザインに配慮する事項や色彩・デザイン事例集について充実を図る。 - 現在の指針をベースに、主に「デザイン」に係る部分について内容を充実させる。 - デザインに関して検討すべき内容は、構想・計画・設計・施工・維持管理の各段階で異なることから、それぞれの段階で留意すべき事項を整理する。 - 県内事例が少ない分野については、県外の実例も併せて紹介を行う。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
指針の改定							
事例調査、収集	■						
改定		■	――	――	――	適宜改定	適宜改定
事例集の作成							
事例収集	■						
事例集の作成、追加		■	――	――	――	――	――

平成 29 年度の実績・成果

- ふじのくに色彩・デザイン指針（第 3 版）を発行した平成 26 年以降、韮山反射炉の世界文化遺産登録、美しい静岡景観づくり宣言、ふじのくに景観形成計画の策定、県有施設の個別景観検討実績の蓄積など様々な景観を取り巻く状況の変化があった。
- これら状況の変化を踏まえ、景観懇話会公共空間高質化専門部会において改定に関する検討を実施（平成 29 年 6 月、平成 30 年 3 月）し、新たな計画等との整合、国内外に誇れる高質な公共空間の形成、蓄積された検討実績のフィードバックなどの方針を確認した。
- 主な改定事項

「景観は配慮するもの」という意識からのステップアップ（県景観形成計画との整合）
 オフグレーを推奨色として追加（国の新たな指針等の反映）
 堤防に関する留意事項の整理（これまでの検討実績の反映） など



渡るだけの橋から新しい視点場としての橋へと架け替えを行い、展望場や歩行経路を一体的に整備することで、多彩な視点場を提供した事例。（白糸の滝、富士宮市）



堤防天端の舗装面の過度な装飾が、美しい海岸線の印象を弱めてしまっている望ましくない事例

要因分析・改善点

- これまでの専門家による個別の景観検討実績の蓄積（平成 29 年度末で 45 件）を活かすことにより、本県の実情を踏まえた改定の準備を行うことができた。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 平成 30 年度には、ふじのくに色彩・デザイン指針、事例集の改定及び専門家による景観検討の対象施設の拡充など、指針の運用の見直しを予定している。
- 更なる高質な公共空間の形成に向けて、事業を実施する関係各課・担当者への説明会等を開催し周知を図る。

行動計画（A）事業個票

					番 号	13	
事業・取組名	公共施設整備のデザイン協議の推進						
主 要 方 策	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する						
方 策 の 展 開	公共空間の高質化						
取 組 項 目	☒ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	県が実施主体である大規模な公共施設（道路や河川等のインフラ施設、庁舎、病院、学校、観光施設等）について、景観形成のお手本となる事例を増やしていくため、景観懇話会の検討案件とする条件を見直し、検討案件を増やすとともに、構想・設計の各段階からデザイン協議を行う仕組みを検討する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
- 静岡県景観懇話会による検討案件の対象範囲を拡大する。 - 検討案件の拡大に当たっては、構想・計画・設計・施工・維持管理の各段階におけるデザイン検討等が行われるよう留意する。 - 対象範囲とする公共施設（道路や河川等のインフラ施設、庁舎、病院、学校、観光施設等）については、関係課と協議の上、静岡県景観懇話会に諮って決定する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期	長期
	H29	H30	H31	H32	H33	(H34～H38)	(H39以降)
対象案件の選定方法等の検討							
試行的な運用							
運用改善							
全庁運用							

平成 29 年度の実績・成果

- これまでの専門家による景観検討の実績における傾向を整理した上で、個別案件の景観検討実施に関する課題整理を行った。
(主な課題)
重要案件が専門家による検討対象とならない場合がある等の制度上の問題
検討実施が事業の手戻りや事務負担増につながるという担当者の意識
- 景観懇話会公共空間高質化専門部会（平成 30 年 3 月）において、上記の課題への対応の方針を検討し、制度見直しと担当者の意識向上の両面で取り組むことが重要であることから、下記により検討を進めていくこととなった。
A 制度見直し（検討実施判断のルールづくり）
(1) 規模等による景観検討対象の指定
 - ・ 良好な景観を保全すべき重点地区の導入
(景観計画における景観形成重点地区、風致地区など)
 - ・ 新設と既設の区分の導入
(新設が地域の景観に与える影響が大きいことを考慮)
 - ・ 工種の追加
(地域の景観に与える影響が大きい一定規模の工種を追加)
- (2) 重要性等による景観検討対象の指定
 - ・ 市町景観計画における景観重要公共施設
 - ・ 市町景観計画における景観重要建造物
- B 担当者への啓発
(1) 担当者勉強会
 - ・ 専門家を講師とした工種別（道路や橋梁等）の実践的な研修など。

要因分析・改善点

- これまでの専門家による個別の景観検討実績の蓄積（平成 29 年度末で 45 件）を活かすことにより、本県の実情を踏まえた見直しの方針を検討することができた。

今後の予定

- H29完了 ● 継続 ○ その他
- 平成 30 年度には、公共事業における景観形成に係る取組を推進するために、県景観づくり推進本部及び公共施設整備を担う関係各課で構成するワーキンググループを設置する。
 - 更なる高質な公共空間の形成に向けて、事業を実施する関係各課・担当者への指針改定説明会等を開催し、周知を図る。

行動計画（A）事業個票

					番 号	15	
事業・取組名	屋外広告物行政への民間活力導入						
主 要 方 策	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する						
方 策 の 展 開	屋外広告物の適正な規制・誘導						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☒ 規制・誘導 ☒ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	屋外広告物行政の慢性的な人員不足に対応するため、屋外広告物の事務手続きにおいて、民間活力を積極的に導入することを検討する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
・ 屋外広告物事務における行政と民間の役割分担を見直し、屋外広告物の設置許可等の事務を第三者機関へ委託することを積極的に検討する。 ・ 第三者機関は、景観形成に関する活動を行っている団体から選定することとし、具体の選定や委託範囲については、外部有識者等による審議の上で決定する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
事例調査、ヒアリング	■						
民間活力導入方法の検討		■	■				
外部有識者等による審議				■	■		

平成 29 年度の実績・成果

- 伊豆半島の違反看板対策を進めるため、違反看板の実態調査を（公社）静岡県屋外広告協会に委託した。
[委託内容]
1,000 件を超える違反看板の広告主に対して電話をかけ、看板の管理者を確認するとともに、違反である旨を説明（H29.12 月～H30.1 月）
- この調査結果を基に、各市（町域は県）が違反看板の是正指導を行い、400 件を超える是正につながった（H30.1 月～6 月実績）。



<市町担当者の声>

- 看板のプロである屋外広告業者から説明することで、一定の理解が得られたと思う。
- 調査後、是正に協力してくれる広告主が多く、是正が進んだ。

（この他、屋外広告物適正化旬間（9 月 1 日～10 日）における違反看板パトロールや、伊豆半島で実施した「看板まちあるき」に、屋外広告業の事業者団体に参加してもらい、専門的な観点から助言をいただいた。）

要因分析・改善点

- 屋外広告物制度の専門的知識を有し、調査先の広告主に対して営利を目的としない公益社団法人に委託したことで、対外的に信頼を得ることができ、業務がスムーズに進んだ。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 他の分野（屋外広告物の許可事務や、安全対策に係る調査等）でも民間活力を導入できないか引き続き検討し、実施していく。

行動計画（A）事業個票

					番 号	16	
事業・取組名	市町の景観行政団体への移行・景観計画の策定支援						
主 要 方 策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方 策 の 展 開	市町景観行政の積極的支援						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☒ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	景観行政の中心的な役割を担う基礎自治体である市町が、地域の特性に応じてきめ細かく効果的な景観施策を推進していくため、市町の景観行政団体への移行及び景観計画の策定を支援する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
- 良好な景観形成を推進するための機運を盛り上げ、住民の理解を得るために、市町と連携を図りながら、県民、事業者等を対象とした景観セミナーを開催する。 - 市町が行う景観形成活動やシンポジウム、セミナーなどへ、専門アドバイザーを派遣する。 - 景観行政団体へ移行していない市町のトップに面談し、景観形成の重要性、景観行政団体への移行手順等について説明し、移行を働きかける。 - ふじのくに景観形成計画第2部「市町における景観形成の推進」を活用し、景観計画の策定・見直しを支援する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
市町の景観行政団体への移行支援	H28：28市町				35市町		
市町景観計画の策定・見直し支援	H28：20市町					35市町	

平成 29 年度の実績・成果

- 伊豆半島における屋外広告物対策の一環として、「屋外広告を活かしたおもてなし」「静岡県景観賞の変遷と景観形成の意義」等をテーマとした景観セミナーを 5 回開催した。
- 市町が行う景観形成を支援するため、静岡県景観形成推進アドバイザーを 6 市町に 7 回派遣した。
- 県土全体の景観形成を推進するため、全市町の景観行政団体への移行、景観計画の策定を目指す。平成 29 年度には、3 町（函南町、森町、松崎町）が景観行政団体へ移行。藤枝市、清水町が景観計画を策定した。
- 景観行政団体未移行市町へトップセールスを行った。結果は下表のとおり。

実施日	対象市町	結 果
8 月 21 日	菊川市	移行の意義は理解した。市長と相談して検討する。
	御前崎市	移行を前に進める。
8 月 23 日	東伊豆町	前向きに検討する。
	河津町	景観を守る意向はある。移行時期は担当と相談する。
	西伊豆町	前向きに検討する。

- 市町による景観計画策定を支援するため、平成 18 年に作成した景観計画策定マニュアルを見直し、事例やデータを充実させた「市町における景観形成の推進」を作成した。（発行は平成 30 年 6 月）

要因分析・改善点

- 平成 29 年度に、3 町が景観行政団体へ移行したのは、前年度にトップセールスを実施した成果と考えられる。
- トップセールス直後の反応は良いが、対応が遅い市町があるので、継続的な対応が必要である。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 今後も、景観セミナーの実施、専門アドバイザーの派遣、景観行政団体未移行市町に対するトップセールス等を継続的に行う。

行動計画（A）事業個票

					番 号	17	
事業・取組名	観光地エリア景観計画の策定支援						
主 要 方 策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方 策 の 展 開	市町景観行政の積極的支援						
取 組 項 目	☒ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	機能重視で点的な観光施設整備を進めてきたこれまでの方針を転換し、景観ビジョンに基づき、観光施設の面的な景観配慮を行っていくため、市町の観光地エリア景観計画（以下「計画」という。）の策定を支援する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
- 重点的に景観形成を図るべき観光地について、市町が主体となり計画を策定する。 - 県は、モデル的に実施した伊豆半島の観光地 13 箇所の計画を参考に、市町の計画策定を支援する。 - 策定に当たっては、地域景観ミーティングを開催し、地域とともに議論を行い、関係者間で景観ビジョンを共有する。 地域景観ミーティング 構成員：市町（景観、観光部署）、県、地元住民（観光協会、自治会、地域活動団体等の代表者等） 検討内容：対象箇所の景観形成上の課題や特性、目指すべき姿と景観形成の方向性、具体的な取組と役割分担等 - 策定した計画案については、第三者の視点で確認する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
計画策定の支援	重点取組期間						

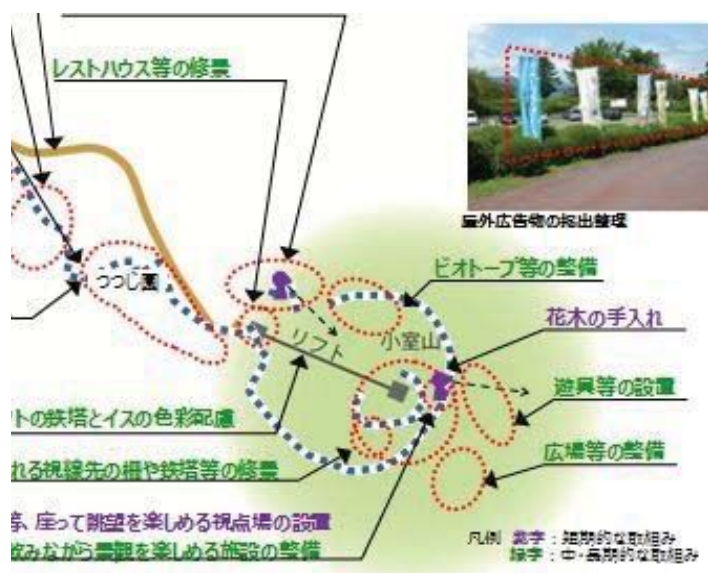
平成 29 年度の実績・成果

- 観光地エリア景観計画には、エリアごとの景観形成方針が示され、方針に沿った具体的な施策が位置付けられるため、景観に配慮した施設整備が期待される。
- 平成 28 年度は伊豆半島の観光地 13 箇所でモデル的に観光地エリア景観計画を策定したが、平成 29 年度からは全市町で計画を策定することとした。
- 平成 29 年度は、6 市町 8 箇所で観光地エリア景観計画が策定された。

【平成 29 年度実績】

市町名	箇所名
下田市	蓮台寺温泉地区
東伊豆町	稲取漁港周辺
	熱川温泉
御殿場市	東山・二の岡地区

市町名	箇所名
伊豆市	月ヶ瀬道の駅・梅林
	しろばんばの里
長泉町	鮎壺の滝・下土狩
清水町	柿田川周辺



【施策イメージ図】

要因分析・改善点

- 実際にどんな施設整備が行われるかの把握までには至っておらず、景観に配慮したものとなっているか確認できていない。
- 実際どのような施設整備が行われるか設計時に事前確認が必要。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 周辺景観に調和した施設整備が行われているか、事前確認できるような体制の構築を検討する。
- 全市町の主要な観光地でエリア景観計画が策定されるよう働き掛ける。

行動計画（A）事業個票

						番 号	18
事業・取組名	景観重要公共施設の指定支援						
主 要 方 策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方 策 の 展 開	市町景観行政の積極的支援						
取 組 項 目	☒ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	地域の良好な景観を構成する重要な公共施設を、積極的に景観重要公共施設に指定するため、公共施設管理者から景観行政団体である市町に対して、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを積極的に要請する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
- 県が管理する公共施設のうち、地域の良好な景観を構成する重要な公共施設については、景観重要公共施設に指定することを市町に対して積極的に要請する。 - 景観重要公共施設制度の積極的活用を促進するため、景観上重要な公共施設の選定方法、個別具体の指定や関係機関の調整・協議方法等について検討し、地域性に寄らない標準的な項目・方法を整理する。 - 整理結果をもとに、市町が県の施設を景観重要公共施設に指定する場合の手引きを作成する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
事例調査、ヒアリング							
指定対象の選定方法等 検討、選定及び施設管理 者との協議							
手引の作成							
市町への指定要請・協議							

平成 29 年度の実績・成果

- 広域的な景観形成を図る地域景観協議会等を通じて合意形成を図り、県が管理する公共施設を市町が定める景観計画に「景観重要公共施設」として指定する。平成 29 年度は、富士宮市から、景観重要公共施設に関する事前協議があり、富士宮市と公共施設管理者（県）との協議が行われた。
（一般国道 469 号、県道清水富士宮線、県道上稲子長貫線）
- 県内市町の景観形成を推進していく際の参考として平成 18 年 3 月に策定した「市町における景観形成の推進」を改訂した。（発行は平成 30 年 6 月）
- 「市町における景観形成の推進」では、景観重要公共施設の指定について、先行事例や県内事例を紹介することで、市町に対して積極的な活用を促すこととしている。
- 平成 29 年度に景観計画を策定した清水町では、景観計画に、今後景観重要公共施設の指定をしていくことを明記している。

要因分析・改善点

- 県では、市町に対して景観行政団体への移行と景観計画を策定するよう働き掛けを行っているが、景観行政団体に移行していない市町に対する移行要請（トップセールス等）を優先して行った結果、景観重要公共施設等の積極的な活用を促す具体的な行動に至らなかった。
- 今後、他県の事例等を踏まえながら、景観重要公共施設の指定を積極的に要請する必要がある。

今後の予定

☐ H29完了 ☒ 継続 ☐ その他

- 景観計画の策定又は変更及び県が管理する公共施設を景観重要公共施設として定める場合の事務処理要領の周知徹底を図る。

行動計画（A）事業個票

					番 号	19	
事業・取組名	専門アドバイザーの派遣						
主 要 方 策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方 策 の 展 開	市町景観行政の積極的支援						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	市町が景観計画の策定・見直し、公共施設の整備等について検討する際に、景観形成の専門的な見地からアドバイスを受けられるよう、景観工学や色彩、観光等の専門家を市町に派遣する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
・ 景観工学や色彩・デザインを専門とする学識経験者、景観形成につながる活動を展開している団体メンバー等を、「(仮称) 景観形成推進アドバイザー」として認定・登録する。 ・ 新たな景観アドバイザーの確保のため、景観行政に関わりを持つ専門家を中心にアドバイザーへの登録を働きかけていく。 ・ アドバイザーは、行政職員の人材育成にも関わる。 ・ 市町の景観計画やガイドライン等の策定・見直し、市町の公共施設等の整備に際して、必要に応じて、市町からの要請も踏まえつつ、(仮称) 景観形成推進アドバイザーの派遣（斡旋）を行う。 ・ 中長期的には、県民・事業者等が行う活動に対しても、アドバイザーを派遣することを検討する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
事例調査、制度設計							
認定、登録（毎年度更新）							
市町へ派遣（斡旋）							
県民・事業者等へ派遣							

平成 29 年度の実績・成果

- 景観・まちづくり等の専門家を市町の実情に応じて市町に派遣する「静岡県景観形成推進アドバイザー制度」を平成 30 年 1 月 29 日から開始
- アドバイザーとして、景観・まちづくり、観光・教育等の専門家 35 名を登録
- 観光地エリア景観計画策定へのアドバイス等、3 市 4 件に派遣
- 良好な景観形成に向けた助言をいただくとともに、助言を受けた市町職員の意識向上にもつながった。



アドバイザーによる現地調査の状況



アドバイザー（左端）による助言・検討の様子



＜市町担当者の声＞

- 見落としがちな点や誤った視点の指摘など、明確な指導をして頂いた。
- 行政と事業者が一体となって美しい景観を目指すに当たっては、アドバイザーの意見が説得力のあるものとなり、参加者の意識共有に効果的だった。

要因分析・改善点

- 景観形成に関する既存の有識者会議構成員や景観セミナーの講師等、これまでに培った人材ネットワークを生かし、35 名の専門家をアドバイザーとして登録することができたので、早期にアドバイザー制度を開始することができた。
- アドバイザー制度開始間もないため、制度の周知を図る必要がある。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 市町が公共施設等の整備について検討する際に、アドバイザーを派遣（斡旋）するため、制度の周知を積極的に行う。

行動計画（A）事業個票

					番 号	20	
事業・取組名	美しい茶園でつながるプロジェクト						
主 要 方 策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方 策 の 展 開	農山漁村景観の保全・活用						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	経済産業部			担 当 課	地域農業課		
概 要	中山間地域の茶業の活性化と地域振興を図るため、モデル地区において、茶園景観の魅力など地域資源を活かした、国内外からの誘客に向けた地域住民や農家等の取組を促進する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
- 美しい茶園の景観など地域資源を活用した、茶や体験プログラムなどの商品開発を進める。 - ワークショップなどを通じて、地域住民や関係者が一体となって合意形成が行われるよう支援する。 - 県内7箇所を設定したモデル地区の活動を支援する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
地域資源を活用した商品開発							
合意形成の支援							
モデル地区の活動支援							

平成 29 年度の実績・成果

- 県内 7 地区に設定したモデル地区において、地域住民、茶業関係者、市町、農林事務所が連携し合意形成を進め、美しい茶園の景観など地域資源を活用した茶や体験プログラムなどの商品開発を進めた。
- 専用ホームページや、1 月に開催したふじのくに食と花の都の祭典において、美しい茶園景観等の魅力を発信した。
- 美しい茶園景観等への国内外からの訪問者に対応できる人材育成や、情報発信に関する研修会を 7 月から 1 月まで 4 回開催した。



モデル地区でのワークショップ



新茶体験イベントの開催

要因分析・改善点

- 美しい茶園景観を活用した中山間地域の茶業の活性化と地域振興を県内 7 地区において実施することができた。
- 今後、茶での成果を他の作物にも活用する必要がある。

今後の予定

● H29 完了 ○ 継続 ○ その他

- H30 からは、「美しい中山間地域でつながる推進事業」として茶以外の作物にも対象を広げ実施する。

行動計画（A）事業個票

					番 号	21	
事業・取組名	農村景観保全への取組について						
主 要 方 策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方 策 の 展 開	農山漁村景観の保全・活用						
取 組 項 目	☒ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☒ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	農地整備課		
概 要	日本平地域周辺は、「有度山風致地区」や「三保久能海岸風致地区」に指定されており、景観との調和に配慮した農業や基盤整備を実施していく必要がある。 このため、日本平地域にふさわしい景観を保全することを目的に、土地改良区やJA しみず等の等関係者と「農村景観保全検討会」を設置し、実証試験や意見交換を通じて、「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」を平成28年7月22日に策定した。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」を清水区内の土地改良区、JA しみずや関連行政機関へ配布し、本取組を広報誌等へ紹介するなど広く情報発信を行っていく。 - 本指針をモデルとし、清水区内の土地改良区を対象とした「農村景観保全指針「清水版」」を作成し、農村景観保全の取組み拡大を推進する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
農村景観保全指針「清水版」策定	■						
農村景観保全の取組み	■	■	■	■	■		

平成 29 年度の実績・成果

- 「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」を清水区内の土地改良区、JA しみずや関連行政機関へ配布し、情報発信した。
- 「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」をモデルに「清水地域における農村景観保全の手引き（案）」を作成。
- 静岡市土地改良連絡協議会（清水区内の 18 土地改良区、JA しみず、静岡市関係部局等）の情勢報告会（H30.1.15）及び総会（H30.4.23）で「清水地域における農村景観保全の手引き（案）」を配布・説明し、関係者に周知。
- 静岡市土地改良連絡協議会に「清水地域における農村景観保全の手引き（案）」のデータを提供。



要因分析・改善点

- 「清水地域における農村景観保全の手引き（案）」の作成により、静岡市清水区内の 18 土地改良区や JA しみず等を通じて、多くの方に農村景観保全の取組みを周知できた

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 関係土地改良区及び JA しみずから、組合員（農家）に「清水地域における農村景観保全の手引き（案）」の更なる周知を行う。

行動計画（A）事業個票

					番 号	22	
事業・取組名	ふじのくに美しく品格のある邑づくり						
主 要 方 策	静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方 策 の 展 開	農山漁村景観の保全・活用						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☒ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	農地保全課		
概 要	地域資源の保全等に先進的に取り組んでいる集落等を「ふじのくに美しく品格のある邑」として登録し、広く県民に情報発信する。さらに、美しく品格のある邑のブランド力の向上を図るため、邑と邑とが連携した自律的な活動を市町等との協働により支援する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
農村の活力の再生や個性の発現を図るため、景観阻害要因の修景や、棚田の復元等による農山村の美しい景観や伝統・文化、自然環境の保全・継承を推進するとともに、価値の継承に必要な体制作りを支援する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
美しく品格のある邑づくりの推進							
むらサポによる保全活動の啓発、サポーター募集推進							

平成 29 年度の実績・成果

【広報】

- ふじのくに美しく品格のある邑として農山村の景観保全に取り組む地域を新たに 12 地域登録。
- 各邑の景観保全等の取組を県民に広報する季刊誌を年 4 回発行。
- しずおか農山村サポーター「むらサポ」により、農山村の美しい景観等の情報をメールマガジンやフェイスブック等 SNS にて発信（H29 年度末までに約 2,600 名が登録）



邑の取組を紹介する季刊誌「むらのおと」

【多様な主体との協働】

- 企業との連携により、農山村の風景をドローンにより撮影。10 邑の空撮映像をウェブ上等に公開。県民に、農山村の美しさを伝えるとともに保全の必要性を周知。
- テレビ局と連携し、農山村の景観等を紹介する番組を 10 月より放送。農山村地域の美しい景観や景観保全の取り組み等を放送し、県民に広く周知（平日 5 日間で 1 邑を紹介。H29 年度末までに 23 の地域を紹介。）



ドローン映像の公開



農山村の景観保全活動等を紹介する番組の放送

要因分析・改善点

- 季刊誌等を通じた情報発信により、農山村地域の景観保全の必要性について、県民に対して周知した。また、企業との連携によって、県民に対して広く情報発信ができた。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 企業等多様な主体との連携を拡大し、より効果的な情報発信を行っていく。

行動計画（A）事業個票

					番 号	23		
事業・取組名		豊かな暮らし空間創生の促進						
主 要 方 策		静岡の景観を全ての地域から底上げする						
方 策 の 展 開		良好な市街地・産業地景観の確保						
取 組 項 目		□基本方針 □研究・検討 □規制・誘導 ■普及・啓発 ■事業における景観形成の推進 □その他						
部 局 名		くらし・環境部			担 当 課	住まいづくり課		
概 要		“ふじのくに”ならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和する住まいづくりの推進、地域コミュニティの形成や景観に配慮した豊かな住環境を整備することにより豊かな暮らし空間を創生し、快適な暮らし空間の実現を図る。						
景観形成に関する配慮事項、進め方								
景観に配慮した住環境等を持つ住宅地である「豊かな暮らし空間創生住宅地」の普及・啓発を図る取り組みを行う。 ・ 一定の基準を満たした住宅地を「豊かな暮らし空間創生住宅地認定制度」により認定 ・ 内陸フロンティア推進区域における住宅地整備に対する助成 ・ 豊かな暮らし空間の実現に向けた、アドバイザーの派遣 ・ 市町や事業者などを対象とした講演会の開催や、ホームページ等による積極的な周知								
事業・取組のスケジュール								
項目		短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
		H29	H30	H31	H32	H33		
認定住宅地の整備								
住宅地整備の認定								未定
住宅地整備への助成								
普及・啓発								
アドバイザーの派遣								未定
講演会の開催等								未定

平成 29 年度の実績・成果

- 「豊かな暮らし空間創生住宅地」に 2 地区（三島市大場地区、富士市川成島地区）を認定するとともに、内陸フロンティア推進区域内の 2 地区（三島市山新田地区、大場地区）に「豊かな暮らし空間創生住宅地整備事業費」を助成
- 「豊かな暮らし空間創生住宅地」の普及・啓発のため、アドバイザーを招き、先進事例の完成見学会等を実施

認定第 6 号 「あこう田園住宅」

（三島市大場地区）

・区画数：19

・平均区画面積：約 317 m²



イメージ図

○建物の色彩調和と高さ制限により、良好な景観を形成

○シンボルツリーを設置し、まちなみにアクセントをつける

○道路から住宅をセットバックし、沿道の快適性を高めるとともに、ご近所との会話のできるスペースも確保

- 団地の道路は、緩やかな曲線とし車の速度を抑制
- 住民の憩いの場となる公園を団地中央に設置
- 団地内を歩くことが楽しくなるよう、歩行者専用の小路を設置



配置図

要因分析・改善点

- 認定制度や整備費助成制度の周知により、事業者の意識が高まり、内陸フロンティア推進区域内で住宅地の認定が進んだ。
- ゆとりある住宅地を普及していくことが良好な景観の形成にも繋がるため、「豊かな暮らし空間創生住宅地」の助成対象区域を拡大する必要がある。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 企業訪問等を行い、認定制度の周知とともに新たな住宅地の掘り起こしを図る。
- 豊かな暮らし空間創生推進協議会と連携し、完成見学会や実務研修会を開催する。

行動計画（A）事業個票

					番 号	24	
事業・取組名	県費助成や許認可を通じた景観形成						
主 要 方 策	ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む						
方 策 の 展 開	県費助成や許認可等を通じた景観形成						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☒ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☒ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部		担 当 課	景観まちづくり課			
概 要	市町・県民・事業者等が行う開発行為や建築行為を通じて良好な景観の形成を促進するため、県費助成や許認可制度と景観施策を連携させた仕組みを構築する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
・ 景観と密接な関係にある観光、子育て、福祉等の施設整備に対する県の補助制度について、景観に配慮された施設整備が的確に行われるよう制度の見直しを行う。 ・ 許認可制度についても、景観施策との連動を検討する。 ・ 静岡県景観づくり推進本部において、県費助成・許認可制度と景観施策との具体的な連携方法について検討を行う。 ・ 平成 28 年度に実施した観光施設整備事業費補助金と景観施策の連携方法をモデルケースとし、その他の県費助成・許認可制度と景観施策との連携方策を検討する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
対象事業の整理							
連携方法の検討							
補助制度の見直し							

平成 29 年度の実績・成果

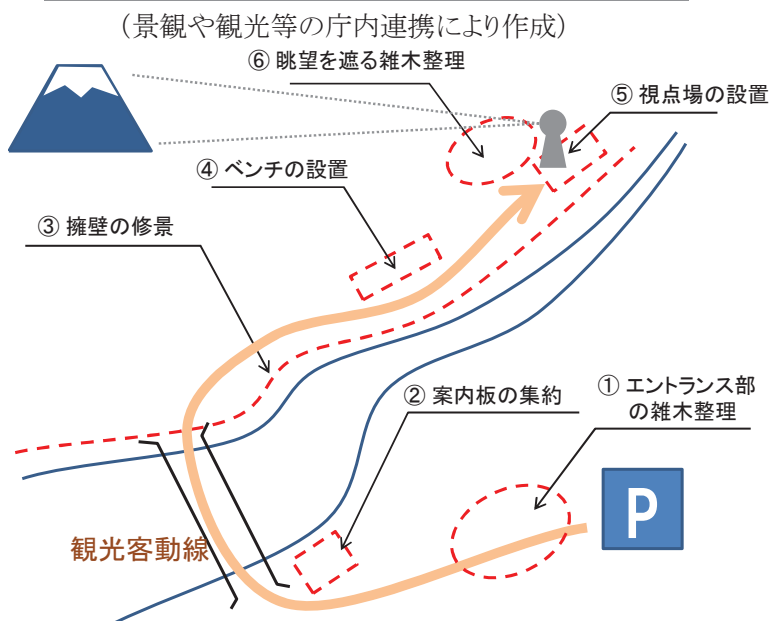
- 平成 28 年度に、観光政策課と連携し、観光施設整備事業費補助金と景観施策を連携する「観光地エリア景観計画の策定」制度を設け、これまでの点的な整備とならないよう、景観を考慮した面的な整備の誘導を図った。
- 平成 29 年度は、先行して伊豆半島から観光地エリア景観計画を策定した。
- 観光政策課が観光施設整備補助金を見直し、新制度（観光地域づくり整備事業補助金）を導入した。（平成 30 年度運用開始）

（主な見直し内容）

ア 景観に配慮した整備（観光地エリア景観計画との整合）

イ 補助対象の検討（詳細設計費、屋外広告物撤去費等）

観光地エリア景観計画(イメージ)



エリアの目指すべき姿
（景観ビジョン）

+

具体的な取組
（例）

- ①開放的な玄関口を目指して雑木を撤去
- ②点在していた案内看板を集約化 等・・・

要因分析・改善点

- 2020 東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技開催を追い風とし、魅力的な観光地としての景観形成の機運が高い伊豆半島から先行して観光地エリア景観計画を策定したことで、順調な進捗が図れた。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

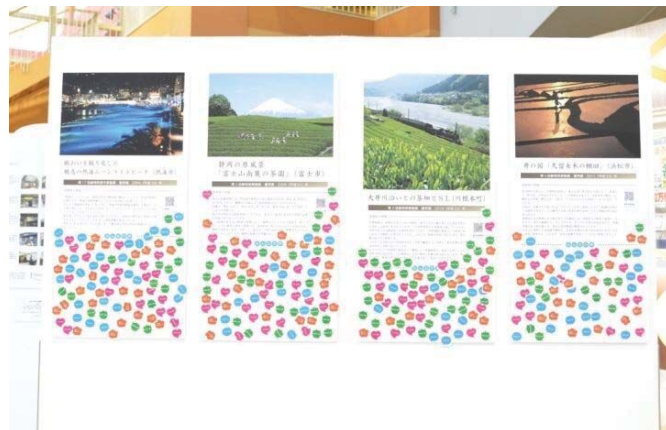
- その他の県費助成・許認可制度についても、景観施策との連携の必要の有無を検討するため、対象事業の整理、連携方法の検討等を行う。

行動計画（A）事業個票

					番 号	25	
事業・取組名	景観形成活動の動機を高める普及啓発の推進						
主 要 方 策	自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める						
方 策 の 展 開	景観に対する意識を変えていくための普及啓発						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☒ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部		担 当 課	景観まちづくり課			
概 要	県民、事業者による自発的な景観形成の実施及び行政が行う景観形成への理解・協力を繋げるため、普及啓発活動を広く展開する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
・ 景観に対して関心が低い県民・事業者にも関心、興味を持っていただくための普及啓発や情報発信の方法等について、幅広く研究を行う。 ・ 現場レベルから景観に対する意識を高めるため、事業者、業界団体等に対して、景観形成の趣旨、意義、規制内容等について周知を図る。 ・ 景観形成の取組の結果として得られた景観の魅力や地域経済への効果、周辺住民の感想等について、継続的に発信を行う。 ・ 優れた景観形成に貢献している個人又は団体を表彰することにより、魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図る。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
効果的な普及啓発方法の研究							
事業者、業界団体等に対する普及啓発							
取組成果の継続的な発信							
静岡県景観賞の授与							

平成 29 年度の実績・成果

- 静岡県景観賞創設 30 周年を記念し、より多くの県民の方が、美しい景観が持つ意義、価値、魅力等に気付き、今後、景観形成に取り組んでいくきっかけとするため、賞創設以来初の県民主体の記念イベント「景観フェスしずおか」を開催し、過去最多 520 名の来場者を得た。
- 来場者に、「これ大好き」「見なきゃ損！」等と書かれたシールを展示パネルに貼付けてもらうことで、優れた景観や景観形成に貢献している活動等を知っていただき、景観に対する関心、意識の喚起・高揚につなげることができた。



要因分析・改善点

- イベントを土曜日の人が多く集まるショッピングセンターで開催したこと、楽しく学べるイベントとしたことで、多数の県民の方に参加していただけた。

今後の予定

○ H29完了 ○ 継続 ● その他

- 景観形成に関してより多くの県民の方の参加や関心が得られるよう、景観賞の対象要件等を見直した上で、継続する。

行動計画（A）事業個票

					番 号	26	
事業・取組名	景観形成を担う人材の発掘・育成						
主 要 方 策	自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める						
方 策 の 展 開	景観形成を担う人材の育成						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☒ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☒ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	県民、事業者による自発的な景観形成において、中心的な役割を担っていただける人材の発掘・育成を行う。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
- 大学と連携し、景観に関する公開講座を開設する。 - 学生が地域の景観形成の活動に参画することで単位を取得できる仕組み等を検討する。 - 景観マイスターや景観アドバイザー認定など、県独自の資格認定制度を検討する。 - 学校教育や生涯学習で活用できる景観学習教材を開発するとともに、これら教育の場への講師の派遣等を推進する。 - 行政と民間を繋ぐ中間組織（人材ネットワーク・地域マネジメント組織）の立ち上げを検討する - 恒常的に県内で活動できる専門家を育成し、多様な専門分野の専門家集団をつくることを目指す。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
大学との連携							
公開講座の開設、連携検討							
資格認定制度の創設							
事例調査、制度検討							
認定制度運用							
景観学習教材の作成							
事例調査、教材作成							
学校等へ配布、活用							

平成 29 年度の実績・成果

- 大学課及び静岡文化芸術大学と連携し、観光に関わる人材を育成するための公開講座の一つとして、「都市の遺構とデザイン」を開催し、観光資源である景観やまちづくりの重要性について普及啓発を図った。
- 建設技術監理センターが進める静岡大学「学際科目・地域創造学環」静岡県連携講義の中で、大学生を対象に景観形成の重要性について講義した。



<大学生の声>

- 地元の景観やアパートから見える景観について改めて考えた
- 景色に調和するように違和感がなく、見ている人が不愉快にならないようにすべき
- まちなみのまばらな屋根の色や店の看板が気になる

- 小学生向けの景観学習教材を作成するため、先進事例の調査や教育委員会事務局との協議を実施した。
- 協議結果を踏まえ、平成 30 年 3 月に、景観・教育分野の有識者及び教員等で構成される「景観学習推進ワーキンググループ」を立ち上げ、景観学習教材についての検討を開始した。

景観学習推進ワーキンググループ（WG）構成員 9 名

有識者	景観分野	特定非営利活動法人くらしまち継承機構理事長 伊藤光造
	教育分野	静岡大学教育学部美術教育講座准教授 川原崎 知洋
教職員		現場の教員（掛川市）と管理職員（御殿場市）
行政職員		（市町）掛川市及び御殿場市景観行政担当職員 （県）教育政策課、義務教育課、景観まちづくり課

要因分析・改善点

- 県内大学や庁内関係各課と連携して取り組んだことにより、進捗を図ることができた。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 引き続き県内大学や庁内関係各課と連携して取り組む。
- 景観学習教材の現場（学校）での利活用を図るため、教員の意見を積極的に取り入れた教材の作成、取組協力校の確保、教材の普及啓発方法等を検討する。

行動計画（A）事業個票

					番 号	27	
事業・取組名	景観形成を支える財源の確保・支援						
主 要 方 策	自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める						
方 策 の 展 開	景観形成を支える財源の確保・支援						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☐ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☒ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	県民、事業者等による景観上価値のある建築物の保存や改修、先進的な景観形成活動等が継続的に行えるよう、資金の確保、支援を行う。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
・ 景観形成に関する活動を行っている団体と、社会貢献活動を検討中の企業のマッチングを行う（セミナーや研修会を活用した意見交換の場づくり等）。 ・ さらに、必要となる資金の確保に向けて、各種手法を研究し、景観形成に取り組む所有者や活動団体への支援内容を拡充する。 ・ 中長期的には、ファンド（基金）創設や景観税の導入について検討を行う。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
景観形成活動団体と企業との意見交換会開催							
財源確保の研究							

平成 29 年度の実績・成果

- 静岡県を象徴する景観のひとつである大井川流域・牧之原大茶園の景観形成のため、茶業関係者や鉄道事業者、地元の N P O 法人等 11 名と行政で、地域の景観が抱える現状と課題、景観を利用した取組等について意見交換を行った。
- いただいた御意見を踏まえ、大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画の景観形成の方針を定めた。

<主な意見>

- 茶園のなかのサイクリング、トレッキング等、人を集めるイベントを行う。そして、景観とセットでお茶を売る。
- 歴史的まちなみや伝統文化保存のための修景に取り組むと、地元住民から住生活が制限されるという反発があり、進まない。進めるための土台がない。



(意見交換の様子)

要因分析・改善点

- 現況と課題の整理に時間を要し、具体的な支援策の検討や景観形成に取り組む団体と社会貢献活動を検討中の企業の意見交換の場づくりには至らなかった。

今後の予定

☐ H29完了 ☒ 継続 ☐ その他

- 関係者との意見交換を踏まえ、支援内容等を検討する。
- 景観形成に取り組む活動団体（静岡県景観賞受賞者受賞団体等）を対象に資金の確保や必要な支援策等についてヒアリングを行い、支援内容を検討する。

行動計画（A）事業個票

					番 号	28	
事業・取組名	景観形成推進コーディネーターの養成						
主 要 方 策	景観形成をマネジメントする						
方 策 の 展 開	技術力の向上						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☒ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	景観行政担当者が景観形成において求められる知識を習得できるよう、専門的な知識・経験を習得できる機会を提供する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
・ 景観行政担当者が抱えている課題、ニーズに応じた研修内容を検討する。 ・ 他都道府県等で実施されている先進事例を調査し、有効かつ適用可能な研修内容を検討する。 ・ セミナーや研修会等、景観に関して実践的に学習できる機会を継続的に提供する。開催に当たっては、県内大学等との連携を考慮する。 ・ 先進地現地調査（国内、海外）を企画するとともに、調査結果をレポートや小冊子として取りまとめ、景観行政担当者に向けて情報提供を行う。 ・ 知識研鑽に励んでいる景観行政担当者を評価するため、CPDプログラムの導入、景観形成推進コーディネーターへの認定等を検討する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
研修会、先進地現地調査の実施							
技術力評価の検討							
事例調査、制度設計							
CPD プログラム運用							
景観形成推進コーディネーター認定							

平成 29 年度の実績・成果

- 県や市町の職員等景観セミナーを計 5 回開催し、約 300 人が参加した。
- 景観セミナーとして、静岡文化芸術大学の景観分野に関わる 4 名の教授等を講師に「世にもおもしろい景観・まちづくり」と題して、先生方の研究分野、研究実績等に関する講演や抱えている課題に関する相談会を行い、景観に関する知識の向上、意識の醸成を図った。

<参加者の声>

- 大変勉強になりました。「景観は目的ではなく、結果」肝に銘じます。
- 自分の中の景観への理解が大きく変わりました



「世にもおもしろい景観・まちづくり」開催状況



専門家から助言を受ける景観検討会の様子

- より実践的な学習機会を提供するため、県が施行する公共事業について、専門家から色彩やデザインに関する助言を受ける景観検討会を公開して見学会を開催した。
- 見学会では、市町職員が、委員による景観検討の助言や検討の進め方を体験することができた。

要因分析・改善点

- ニーズに合った研修や実践的な研修を実施したことで、多数の県・市町職員が参加した。

今後の予定

☐ H29完了 ☒ 継続 ☐ その他

- 引き続き、実践的な研修の開催及び技術力評価方法の検討等を行う。

行動計画（A）事業個票

					番 号	29	
事業・取組名	多面的なモニタリングの実施						
主 要 方 策	景観形成をマネジメントする						
方 策 の 展 開	外部視点による評価						
取 組 項 目	☐ 基本方針 ☐ 研究・検討 ☐ 規制・誘導 ☒ 普及・啓発 ☐ 事業における景観形成の推進 ☐ その他						
部 局 名	交通基盤部			担 当 課	景観まちづくり課		
概 要	地域住民が気付いていない地域の魅力を発見・再確認し、更なる景観形成を実現するため、多様な外部の視点から意見・提言をいただくとともに、発見された地域の魅力等の情報を国内外に向けて発信する。						
景観形成に関する配慮事項、進め方							
・ 現地視察や座談会を通じて、国際識者、地域外住民、地域外行政団体等の多面的な外部の視点から見た静岡県の景観、感動した景観、残念な景観等に関する意見を聴取し、静岡らしい景観とは何か、何を磨いて、何を改善すれば良いかを検討する。 ・ 国際識者は、マスメディアで活躍する有識者、外国人研究者のほか、自治体や大学等で活躍・研修している職員、県内企業に務める外国人等、多様な人材から検討する。 ・ 現地視察及び座談会の様子はレポートにまとめ、地域住民や県と関わりのある有識者等に向けて情報発信を行う。 ・ 開催結果を見聞録的にまとめたものをWEBページやリーフレット等の多様な媒体を通じて発信する。また、中長期的には英語等による多言語発信を検討する。							
事業・取組のスケジュール							
項目	短期					中期 (H34～H38)	長期 (H39 以降)
	H29	H30	H31	H32	H33		
現地視察、座談会							
情報発信						多言語化	

平成 29 年度の実績・成果

- 静岡県の景観施策等について専門的、技術的な助言等を受けるため、緑地環境学、景観工学、教育、観光・広報等の専門家 10 名で構成する「静岡県景観懇話会」（以下「懇話会」という）を、平成 30 年 1 月に開催し、幅広い視点から助言等をいただいた。
- このうち 1 名は、国際識者（外国人）であり、国際的な視点から助言等をいただいた。
- 懇話会では、メガソーラーと景観等について検討し、「景観は人と自然が付きあってきた歴史の結果であり、それが表に現れたものであることから、ライフスタイルや産業構造を含んだものと捉え幅広い検討を行っていく」との提言をいただいた。
- 懇話会からの提言を受け、県の景観施策等について検討する庁内組織「静岡県景観づくり推進本部」において、メガソーラーと景観について全庁的に対応していくことを確認した。



静岡県景観懇話会開催状況

要因分析・改善点

- 懇話会の開催結果等の情報発信が不十分であった。

今後の予定

○ H29完了 ● 継続 ○ その他

- 引き続き、多様な外部の視点から提言等をいただく。また、提言内容等を県ホームページ等で情報発信していく。

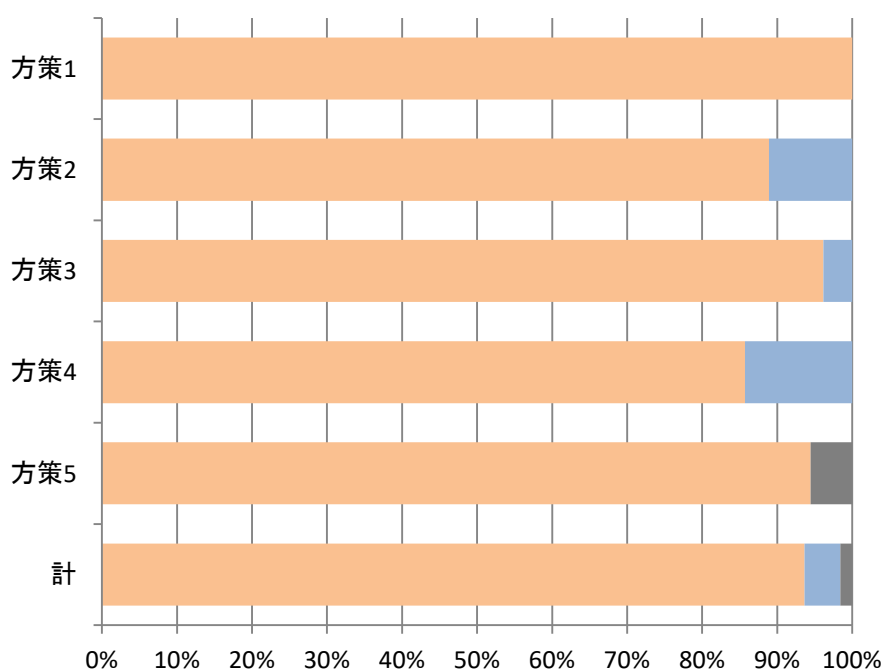
(2) 行動計画（B）評価結果

63の事業・取組のうち、59事業・取組（93.7%）は「A：計画どおり進捗している」という評価結果となりました。

なお、3事業・取組（4.8%）は進捗に遅れが見られますが、計画期間内には完了する予定となっています。

次頁以降に事業・取組ごとの評価結果を示します。

評価区分 主要方策		S	A	B	C	-	計
1	広域景観形成をさらに加速させる	0	3	0	0	0	3
2	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する	0	8	1	0	0	9
3	静岡の景観を全ての地域から底上げする	0	25	1	0	0	26
4	ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む	0	6	1	0	0	7
5	自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める	0	17	0	0	1	18
6	景観形成をマネジメントする	-	-	-	-	-	-
計		0	59	3	0	1	63



行動計画（Ｂ）評価書の見方、構成

					①	②	③		
No	主要方策	事業・取組名	計画期間（H25～H31）の主な事業・取組予定	担当部署	担当課	平成29年度実績	評価	今後の予定	No
24		高専環境実習者の少額助成の確保	高専環境実習生等による事業・取組及び、連携した作業支援を行う。 高専環境実習生の活動と連携する事業・取組を行う。	経済産業部	高専環境課	支援金交付に際してはメール・シート作成、作業指導等を実施し、入学者・実習生、高専環境実習生、高専環境実習生（認定）・高専環境実習生（認定）500名を支援した。	A	高専環境実習生による事業・取組、高専環境実習生（認定）・高専環境実習生（認定）による高専環境実習生・高専環境実習生（認定）の活動と連携する事業・取組を行う。	24
25		わきびの保全と活用	わきびの保全と活用に関する事業・取組を行う。	経済産業部	農業振興課	平成29年度、わきびの保全と活用に関する事業・取組を行う。	A	わきびの保全と活用に関する事業・取組を行う。	25
26		世界かんがい施設整備の促進	世界かんがい施設整備の促進に関する事業・取組を行う。	経済産業部	農業振興課	世界かんがい施設整備の促進に関する事業・取組を行う。	A	世界かんがい施設整備の促進に関する事業・取組を行う。	26
27		農産物産出促進計画の策定	農産物産出促進計画の策定に関する事業・取組を行う。	経済産業部	農業振興課	農産物産出促進計画の策定に関する事業・取組を行う。	A	農産物産出促進計画の策定に関する事業・取組を行う。	27
28		耕作放棄地対策の推進	耕作放棄地対策の推進に関する事業・取組を行う。	経済産業部	農業振興課	耕作放棄地対策の推進に関する事業・取組を行う。	A	耕作放棄地対策の推進に関する事業・取組を行う。	28
29	主要方策3 時間的・金銭的・人的な負担を軽減する	（公営）共同利用・共同利用の促進	（公営）共同利用・共同利用の促進に関する事業・取組を行う。	経済産業部	農業振興課	（公営）共同利用・共同利用の促進に関する事業・取組を行う。	A	（公営）共同利用・共同利用の促進に関する事業・取組を行う。	29
30		農業・林業の振興	農業・林業の振興に関する事業・取組を行う。	経済産業部	農業振興課	農業・林業の振興に関する事業・取組を行う。	A	農業・林業の振興に関する事業・取組を行う。	30
31		農業・林業の振興	農業・林業の振興に関する事業・取組を行う。	経済産業部	農業振興課	農業・林業の振興に関する事業・取組を行う。	A	農業・林業の振興に関する事業・取組を行う。	31
32		河川・湖沼・水質の保全	河川・湖沼・水質の保全に関する事業・取組を行う。	経済産業部	農業振興課	河川・湖沼・水質の保全に関する事業・取組を行う。	A	河川・湖沼・水質の保全に関する事業・取組を行う。	32
33		災害対策	災害対策に関する事業・取組を行う。	経済産業部	農業振興課	災害対策に関する事業・取組を行う。	A	災害対策に関する事業・取組を行う。	33
34		富士山麓の観光振興	富士山麓の観光振興に関する事業・取組を行う。	観光庁	観光課	富士山麓の観光振興に関する事業・取組を行う。	A	富士山麓の観光振興に関する事業・取組を行う。	34
35		農産物の輸出促進	農産物の輸出促進に関する事業・取組を行う。	経済産業部	農業振興課	農産物の輸出促進に関する事業・取組を行う。	A	農産物の輸出促進に関する事業・取組を行う。	35

（左頁）計画内容

（右頁）実績、今後の予定等

①平成 29 年度実績

計画内容に対する平成 29 年度の実績・成果（H30.3.31 現在）

②評価

評価区分に基づく担当課の自己評価結果

③今後の予定

①を踏まえた平成 30 年度以降の予定

行動計画(B)評価結果一覧

No	主要方策	事業・取組名	計画期間中(H29～H38)の 主な事業・取組予定	部局名	担当課
1	主要方策1 広域景観 形成を さらに加速 させる	定点観測地点からの 展望景観の観察	地元市町による県内11箇所における定点観測により、 視界に入り込む阻害要因について把握する。	文化・観光部	富士山世界遺産課
2		ぐるり富士山風景街 道(日本風景街道)の 取組推進	国や関係市町との連携を密にした、地域主体の活動に 参加し、広報などの側面支援を実施する。 富士山の包括的な道路景観管理に向けた継続的な検 討・取組を実施するとともに、例年10月の1か月間を「ぐ るり富士山風景街道一周清掃」として、富士宮市朝霧地 区を中心とした清掃活動を実施していく。	交通基盤部	道路企画課
3		駿河湾の世界で最も 美しい湾クラブ関連 事業の推進	沿岸市町や加盟他湾との連携・協働による国内外への 情報発信を行う。	交通基盤部	港湾企画課
4	主要方策2 国内外に 誇れる 高質な 公共空間 を形成する	清水都心WF地区開 発基本方針の策定	物流機能移転、大型客船受入環境整備、防潮堤整備、 緑地整備を行う。	交通基盤部	港湾企画課
5		東静岡周辺地区「文 化力の拠点」形成検 討事業	「文化力の拠点」の形成にあたり、眺望・景観へ配慮す る。	文化・観光部	政策監付
6		日本平山頂シンボル 施設の整備	文化財保護法、県立自然公園条例及び静岡市景観条 例に基づき眺望施設を整備する。	文化・観光部	観光政策課
7		無電柱化の推進	市町の策定する景観計画等を踏まえつつ、道路管理者 と電線管理者、地元自治体と連携・調整して、実施箇所 の選定を図り、無電柱化の推進に努める。	交通基盤部	道路企画課
8		わかりやすい道案内 の推進	主要な観光地において、観光施設等を案内する標識の 多言語化(4ヶ国)を実施する。 道路案内標識の英語表記ルールを統一し、改善する。	交通基盤部	道路保全課
9		津波対策「静岡方式」 の推進	伊豆半島沿岸10市町にて、市町と連携し、地域住民や 漁業関係者等、様々な立場の方々の参加による津波対 策地区協議会において、地域の特性を踏まえた最も相 応しい津波対策の検討を行い、方針を決定する。	交通基盤部	河川企画課
10		景観デザインの基本 方針に基づいた防潮 堤整備の実施	防潮堤本体工事の進捗に併せて利活用等に資する施 設を整備する。	交通基盤部	河川海岸整備課

平成29年度実績	評価	今後の予定	No
定点観測地点からの展望景観に係る阻害要因は確認されず、その内容は、平成28年度経過観察指標に係る年次報告書として平成30年3月開催の富士山世界文化遺産協議会において承認された。	A	今後も引き続き経過観察を実施することで、展望景観の阻害要因を早期に把握し、負の影響を未然に防止する。	1
10月から11月までの2か月間をぐるり富士山風景街道一周清掃期間として、地域住民、NPO、企業と行政の協働の下、富士山周辺の道路環境美化活動を実施した。	A	平成30年度も、10月を一周清掃月間として、各地・各団体が清掃美化活動を実施する。	2
・「湾クラブ」加盟記念イベントとして、駿河湾フェリーを使い伊豆半島のモニターサイクリングツアーを実施。 ・マックスバリュ東海㈱とサッポロビール㈱と連携し、サッポロ生ビール黒ラベル「駿河湾缶」を企画販売し、駿河湾をPR。 ・沿岸11市町担当者による第1回駿河湾連携組織立上準備会を開催した。	A	駿河湾をブランド化し、湾クラブの理念を実現していくうえで必要な組織体制や手法について検討を行う。	3
・昨年7月に「国際旅客船拠点形成港湾」の指定をうけ、12月に「清水港国際旅客船拠点形成計画」を策定、本年3月に連携するクルーズ船社と「清水港クルーズ拠点形成協定書」を締結 ・昨年11月に、デザイン専門家会議を開催し、エリアの模型を基に、施設整備などについて議論を進めた ・物流機能の移転として、上屋新設、機能移転が完了新設した上屋は「みなと色彩計画」に諮り建設。	A	清水港の類稀なる美しい自然景観などの「場の力」を活かしたデザインにより、長期にわたって色あせない魅力的な空間・景観形成をめざし、日の出地区から江尻地区の津波対策を進めるとともに、国際クルーズターミナル整備など賑わい創出の場として日の出地区の整備を進めていく。	4
「文化力の拠点」プロジェクトチーム内に設置した空間構成・景観タスクにおいて、関係課とともに眺望・景観計画などの検討を実施した。	A	静岡市が作成した東静岡地区景観形成基本方針などを踏まえ、眺望や景観に配慮した施設となるよう、施設整備計画の検討を進める。	5
平成29年6月に文化財保護法（名勝日本平の現状変更）の許可を受け、10月から工事に着手した。	A	平成30年秋に施設整備が完成し、開館する予定。	6
次期無電柱化推進計画（県計画）の策定に先立ち、候補箇所を整理した。	B	次期無電柱化推進計画を早期に策定する。	7
景観に配慮した標識（茶板）の多言語化（4ヶ国語）を実施した（2基）。英語表記の改善に先立ち、現状調査を実施した。	A	引き続き、標識の多言語化及び英語表記の改善を実施する。	8
・津波対策「静岡方式」は、○地域の歴史・文化・風土及び暮らしに根ざす、○自然との共生及び環境との調和との両立を目指す、○地域の意見を取り入れ、市町との協働で推進する、これらの点に留意しながら、県下全域で展開している。 ・特に伊豆半島では、50の地区協議会で検討を重ね、熱海市、伊東市、下田市の18地区において「津波対策の方針」を、さらに賀茂地域の5地区1箇所においてハード対策のみを記載した「津波対策の方針」が取りまとまった。 ・この中には、観光（景観）や産業（漁業）への影響等を勘案し、新たな整備をしない方針とした地域や、レベル1津波高さを下回る整備とする方針とした地域を含まれる。	A	・その他の地区においても住民等との合意形成を加速させ、津波対策の方針を取りまとめる。 ・施設整備は、調査・設計が終了し、地元調整が整った箇所から順次工事を進めていく。	9
防潮堤完成後の利活用や配慮すべき事項について策定した「景観デザインの基本方針」に基づき、現状の機能を極力維持することとしており、防潮堤本体工事の進捗に合わせて、斜路、階段の整備を実施した。	A	引き続き、防潮堤本体工事の進捗に合わせて利活用等に資する施設を整備する。	10

No	主要方策	事業・取組名	計画期間中(H29～H38)の 主な事業・取組予定	部局名	担当課
11	主要方策2 国内外に 誇れる 高質な 公共空間 を形成する	津波避難誘導標識の 設置	静岡県津波避難標識指針による統一規格に基づく分かりやすい標識の設置を推進する。	危機管理部	危機情報課 危機政策課
12		公共建築物等での県 産材利用促進	木材需要拡大庁内会議、地域連絡会、県産材利用講習会・セミナー、ふじのくに木使い建築施設表彰を開催する。	経済産業部	林業振興課
13	主要方策3 静岡の 景観を 全ての 地域から 底上げる	産業廃棄物適正処 理・不法投棄対策事 業	不法投棄の撲滅等を図るため、不法投棄の監視パトロール等を実施する。	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課
14		不法投棄未然防止緊 急対策事業費助成	廃棄物の不法投棄の未然防止に資する事業を実施する市町に対し、設置費用を助成する。	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課
15		多自然川づくりの推 進	河川整備を行うにあたっては、多自然川づくりを基本とし、多自然工法の検討を実施する。	交通基盤部	河川海岸整備課
16		養浜を主体とした侵 食対策の実施	計画量の養浜の継続と必要最小限の構造物の設置を実施する。	交通基盤部	河川海岸整備課
17		海岸漂着物等対策事 業費助成	海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制を行う市町に対し、環境省の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を活用し、助成を行う。	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課
18		放置艇プレジャー ボート対策(浜名湖)	二級河川浜名湖(都田川)等における、不法係留船や放置艇のパトロール調査、放置艇や沈没船の緊急移動・撤去等を行う。	交通基盤部	河川砂防管理課
19		造林事業	森林を適切に管理するため、森林所有者等が行う森林施業(保育、間伐等)を造林事業等により支援する。	経済産業部	森林整備課
20		治山事業	保安林の機能回復、強化を図るとともに、森林景観の改善に努める。	経済産業部	森林保全課
21		静岡県森林景観形成 ガイドラインの普及啓 発	森林土木工事の設計者や民間事業者に対し情報提供する。	経済産業部	森林保全課
22		都市山麓グリーンベ ルト整備事業	竹林の拡大防止や植樹など、植林帯の維持や里山の保全を定期的かつ永続的に実施する。	交通基盤部	砂防課

平成29年度実績	評価	今後の予定	No
「静岡県津波避難標識指針」において、市町が整備する津波避難標識の図記号や色、レイアウト等を統一するよう促している。これにより、平成29年度に市町が整備した539基の津波避難標識のうち、487基(9割)が当指針に準拠したものとなっており、沿岸部の統一した景観形成に寄与している。	A	指針に準拠していない標識を設置した理由を分析したうえで、引き続き指針に基づく統一規格による標識の設置を市町へ働きかける。	11
木材需要拡大庁内会議において見直しを行い、「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」を改定した。平成29年度の県産材利用実績は、プランに掲げる目標を達成した。地域連絡会、県産材利用講習会・セミナーを開催した。	A	「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、県の率先利用を進め、市町等の取組を促進する。平成30年度に「第2回ふじのくに木使い建築施設表彰」を行う。地域連絡会、県産材利用講習会・セミナーを開催する。	12
不法投棄の撲滅等を図るため、不法投棄の監視パトロール等(通常パト・夜間監視等:約170回、統一パト:2回、休日等委託パト:計230回 等)を実施した。	A	不法投棄の撲滅等を図るため、不法投棄の監視パトロール等を実施する。	13
廃棄物の不法投棄の未然防止に資する事業を実施する5市町に対し、設置費用を助成した。	A	廃棄物の不法投棄の未然防止に資する事業を実施する市町に対し、設置費用を助成する。	14
二級河川庵原川において、洗掘防止かつ水棲生物の生育環境に配慮した根固工(石倉かご)を平成28年度末に完了したため、平成29年度は、整備前後における水棲生物のモニタリング調査を地元住民を中心とした団体、地元学生等と実施した。	A	多自然川づくり対象河川に対し、引き続き取組を推進するとともに、県内の良い事例を他県へ広げるよう努める。	15
清水海岸等の6海岸において関係機関と連携した養浜等の侵食対策を実施した。	B	引き続き、計画量の養浜の継続と必要最小限の構造物の設置を実施する。	16
海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制を行う15市町に対し、環境省の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を活用し、助成した。	A	海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制を行う市町に対し、環境省の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を活用し、助成を行う。	17
H29年度は、(公財)浜名湖総合環境財団の協力により浜名湖のパトロールを実施し、23隻の放置艇を発見し、告知書の貼付けなどを行った。	A	引き続きパトロールを実施し、放置艇・沈没船が発見された場合には指導及び撤去等を行う。	18
森林整備(保育・除間伐)により、適切に管理された美しい森林10,500万haを整備	A	平成30年度も同様に造林事業を通じて良好な景観形成を図る。	19
荒廃山地の復旧や、過密林分における本数調整伐により、良好な森林景観を形成した。	A	引き続き、荒廃山地の復旧等により、良好な森林景観の形成に努める。	20
森林土木工事や林地開発許可に当たり、森林景観形成ガイドラインに配慮した事業実施を指導した。	A	引き続き、森林景観形成ガイドラインの普及啓発を図る。	21
H29年度は、1溪流で管理道の整備や間伐作業を実施した。また、管理協定を締結している地域住民団体(NPO法人)と協働で、植樹等のイベント、間伐や下草刈り等の作業会を年間を通じて実施した。	A	引き続き、竹林の拡大防止や植樹など、植林帯の維持や里山の保全活動を実施する。	22

No	主要方策	事業・取組名	計画期間中(H29～H38)の 主な事業・取組予定	部局名	担当課
23	主要方策3 静岡の景観 を全ての 地域から 底上げる	富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成	富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯(三保松原を除く。)並びに保存管理区域に不法投棄され、残置された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体等に対して、助成を行う。	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課
24		茶草場農法実践者の 応援制度の確立	茶草場農法応援企業の募集・登録及び、連携した作業支援を行う。 茶草場農法の広報と実践者認定マーク入り商品のPRを行う。	経済産業部	お茶振興課
25		わさび田の保全と活用	静岡わさび農業遺産推進協議会の活動を支援する。	経済産業部	農芸振興課
26		世界かんがい施設遺産登録の支援	世界かんがい施設遺産登録を支援する。 世界かんがい施設遺産のPRを行う。	経済産業部	農地計画課
27		景観農業振興地域整備計画の策定支援	市町が策定する景観農業振興地域整備計画を支援する。	経済産業部	農地利用課 農地計画課 農地保全課
			景観行政担当者会議等において、制度の周知等を行う。	交通基盤部	景観まちづくり課
28		耕作放棄地対策の推進	農業者が行う再生作業等の取組に対して支援する。 耕作放棄地の再生利用事例や手法を研究するためのシンポジウムを開催する。	経済産業部	農業ビジネス課 農地計画課
29		(公財)静岡県グリーンバンク環境緑化事業への支援	(公財)静岡県グリーンバンクが県民の協力を得て行う環境緑化事業に対し助成する。	くらし・環境部	環境ふれあい課
30		街路整備事業	景観や環境に配慮した歩道舗装や照明、街路樹等を設置する。 無電柱化を推進する。	交通基盤部	街路整備課
31		公園・緑化推進事業	市町が行う都市緑化に貢献する公園やその他緑化施設の整備事業に対して補助を行う。	交通基盤部	公園緑地課
32	河川海岸環境整備事業	瀬戸川保福島地区の親水公園整備及び大井川梅高地区の親水公園整備等を実施する。	交通基盤部	河川海岸整備課	
33	空家等対策	県と全市町で構成する空き家等対策市町連絡会議により情報提供を行なうとともに、特定空家対策の推進に取り組む。	くらし・環境部 交通基盤部	住まいづくり課 建築安全推進課 景観まちづくり課	

平成29年度実績	評価	今後の予定	No
富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯(三保松原を除く。)並びに保存管理区域に不法投棄され、残置された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体(2団体)に対して、助成した。	A	富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯(三保松原を除く。)並びに保存管理区域に不法投棄され、残置された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体等に対して、助成を行う。	23
支援金獲得に繋げるセールスシート作成、作業応援ボランティア受入サポート窓口設置、首都圏等広報10回、生物多様性貢献度(認定)シール販売数 累計 300万枚	A	・協議会会員による企業訪問 ・ボランティアの受入拡大による茶草場の維持・継承 ・首都圏広報の継続による認知度向上	24
平成30年3月、「静岡水わさびの伝統栽培」が世界農業遺産に認定された。	A	世界農業遺産の持続的な発展に資するため、多様な主体の参画を促し、継承・保全・連携を柱に取組を展開する。	25
世界かんがい施設遺産のPRを行った。 (全国土地改良大会において、現地視察を実施した)	A	引き続き、世界かんがい施設遺産のPRを行う。 登録を目指す施設がある場合、登録に向けた支援を行う。	26
景観農業振興地域整備計画を策定する市町がなかった。	A	景観農業振興地域整備計画の策定を希望する市町に対し支援を行う。	27
県内市町の景観担当者(約90名が参加)に対して、景観法等基礎知識や県の景観施策等を説明する会議を開催し、その中で、景観農業振興地域整備計画の周知を図った。また、市町の景観形成を支援するマニュアルの中で、同計画の策定方法や先行事例を示し支援することとした。		新たに景観担当となった市町職員を中心に、担当者会議を開催し、景観農業振興地域整備計画の周知を図る。	
平成29年度の耕作放棄地再生目標300haに対して再生実績は304haとなった。県耕作放棄地緊急解消促進事業により15ha、荒廃農地解消保全管理農地等創出モデル事業による助成及び県による県単独耕作放棄地解消基盤整備事業により4.7haの荒廃農地が解消された。平成30年2月8日に、県民運動により意識啓発を図り、耕作放棄地シンポジウムをグランシップにおいて開催した。	A	平成30年度以降は、既存の補助事業を活用した荒廃農地対策の取組推進に加え国庫補助を活用した県営経営体育成基盤整備事業(荒廃農地解消型)を創設し、引き続き荒廃農地再生の支援を行う。また、シンポジウム開催による耕作放棄地対策の啓発を通じて、農村における良好な景観形成に取り組んでいく。	28
以下の事業に対して助成を行った。 ・緑化推進等の普及啓発と団体人材育成:育成管理指導を27箇所で行った。 ・緑化推進等に関する事業の実施と活動支援:緑化グループ等の活動130団体、優良景観樹木保全事業24箇所、四季を彩る里山景観づくり事業1箇所を支援。その他、芝生緑化促進事業を実施。	A	平成30年3月に策定した「静岡県緑化推進計画」に基づき、引き続き支援を実施する。	29
(都)沼津南一色線において、新たな区間の無電柱化工事に着手した。	A	引き続き(都)沼津一色線の無電柱化工事を推進するとともに、今年度、(都)西間門新谷線の無電柱化工事に着手する。	30
市町が行う都市緑化に貢献する公園の整備事業に対して4市5公園に助成を行った。	A	平成30年度は、市町が行う都市緑化に貢献する公園の整備事業に対して3市6公園に助成を行う。	31
平成29年度は、9河川において緑地整備や遊歩道整備等を実施し、河川空間を利用した憩いの場を創出した。	A	引き続き、県民の憩いの場、健康増幅の場を提供できるよう、遊歩道・緑地・公園等の整備を推進する。	32
空き家等対策市町連絡会議を4回、「特定空家等」の判定に係る実地研修会を2回開催する等、市町の空き家対策を支援した結果、新たに8市町で「空き家等対策計画」が策定されるとともに、浜松市が危険な空き家に対する略式代執行を県内で始めて実施した。また官民連携による「空き家に関するワンストップ相談会」を県内8箇所で開催し、119組182件の相談に対応した。	A	空き家等対策市町連絡会議(年4回程度)を開催し、市町に対して先進的な取組等の紹介を行うとともに、官民連携によるワンストップ相談会を県内8箇所で開催する。	33

No	主要方策	事業・取組名	計画期間中(H29～H38)の 主な事業・取組予定	部局名	担当課
34	主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げる	富士山麓フロンティアパーク小山造成事業	富士山麓フロンティアパーク 小山(小山湯船原工業団地)の造成にあたり『富士山を借景にした森に佇む工業団地』をコンセプトに、富士山の眺望確保のため、富士山側の道路は電線地中化する。また、新たに設置する緑地には潜在自然植生を尊重した樹種を選定し自然環境との調和を図る。	企業局	地域整備課
35		市町の条例の策定や運用に関する助言 工場緑化セミナーの実施	随時の情報共有やアドバイスをを行う。 市町と協働して、工場緑化や企業が行う環境活動に関するセミナーや見学会を実施する。	経済産業部	企業立地推進課
36		連絡協議会の開催	「特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連絡協議会」及び「名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会」を定期的に開催する。	教育委員会	文化財保護課
37		文化財の指定、整備・活用の促進	県文化財保護審議会を開催する。 文化財指定に向けた調査を実施する。 国、市町の調査事業への助言・協力等を行う。 文化財保存費等の補助を行う。	教育委員会	文化財保護課
38		重要文化的景観の選定支援	文化財担当者研修等において保護制度等を説明する。 市町調査事業への助言・協力等を行う。	教育委員会 交通基盤部	文化財保護課 景観まちづくり課
39	主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む	日本平・三保の松原 県立自然公園 公園計画の見直し	公園計画の見直しについて、環境調査結果を基に関係機関と調整を行う。	くらし・環境部	自然保護課
40		環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例等に基づく審査・指導	環境影響評価対象事業となる開発事業案件に対し、随時審査・指導を実施する。	くらし・環境部	生活環境課
41		林地開発許可制度の運用	林地開発許可の審査を通じて、良好な森林景観の維持に努める。	経済産業部	森林保全課
42		建築協定の認可促進	住民主導の潤いのあるまちなみを整備するため、市町への支援を行う	くらし・環境部	建築安全推進課
43		都市計画法の開発許可を通じた景観形成の誘導	市町への助言を行う。 開発審査会を開催する。	交通基盤部	土地対策課
44		工場立地法の制度活用支援	届出を所管する市町への情報提供、運用に対するアドバイスを行う。 工場緑化ガイドラインを更新し、事業者優良な取り組みを紹介する。	経済産業部	企業立地推進課
45		文化財保護法・条例に基づく手続きの実施	保護制度等の周知事業を実施する。 許可手続き等を適切に履行する。	教育委員会	文化財保護課

平成29年度実績	評価	今後の予定	No
工業団地の造成にあたり、富士山の眺望ポイントになる範囲について、電線地中化を進めた。	A	周辺の自然環境との調和を図るため、本地に適した地域由来の樹種を調査・選定し、工業団地全体で約81,000m ² に約44,000本の植樹を実施する。	34
市町からの工場立地法に関する問合せに対し、過去の事例などと比較し運用に関する助言を行った。また、工場緑化に関するセミナーを通し、産業振興と地域環境の調和の実現に向け工場緑化に対する理解を深めた。	A	地域の自然環境と調和した工場立地を推進するため、「静岡県工場緑化ガイドライン」による質の高い緑化の誘導、市町・事業者向けのセミナーの開催等を引き続き行う。	35
平成30年3月5日、東京管区気象台を構成員に加え、「特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連絡協議会」を開催し、文化財保護に関する情報共有を図った。 平成30年1月26日、「名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会」を開催した。	A	平成30年度も「特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連絡協議会」、「名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会」を開催し、必要な情報を共有する。	36
二俣城跡及び鳥羽山城跡(浜松市)が国指定史跡となった。平成29年11月27日、平成30年3月21日に文化財保護審議会を開催し、4件の文化財が県指定に至った。 保存・活用上修理が必要となるものは、文化財保存費等の補助を行った。	A	歴史的・文化的価値が高いものについては国・県の指定文化財として保護を図る。 文化財保護審議会を開催し、新たな県指定文化財の指定に努める。 保存・活用上修理が必要となるものは、文化財保存費等の補助を行う。	37
平成29年12月5日に市町の文化財景観行政担当を対象とした研修会を開催した。	A	景観まちづくり課と連携を取りながら、引き続き重要文化的景観の選定支援を行っていく。	38
自然公園区域の適正な管理を行うため、公園区域の変更を検討し、地権者や関係機関等との調整を行った。	B	公園計画変更案を作成し、計画変更手続きを行う。	39
掛川風力発電事業、志太広域事務組合新ごみ処理施設(仮称)クリーンセンター整備事業、(仮称)御前崎港バイオマス発電事業について環境影響評価審査会を通じて審査・指導した。	A	今後も、案件ごとに環境影響評価審査会を通じて、景観を含む環境の保全に十分に配慮して事業が実施されるように審査・指導していく。	40
民間事業者に対する林地開発許可に当たり、法面の在来種による緑化や、残置森林等の配置等を指導した。	A	引続き、民間事業者に対して、法面緑化、残置森林の配置等により、開発による景観阻害の軽減に努めるよう指導する。	41
市町建築行政担当者を対象とした研修会を平成29年6月9日に開催し、建築協定制度等の説明を行った。	A	住民主導の潤いあるまちなみを整備するため、引き続き、市町への支援を行っていく。	42
市町が開発審査会に付議する際に提出する図書(「事業概要書」)の記載事項「景観への配慮」に対して助言を行った。 開発審査会を5回開催した。	A	今後も平成29年度と同様の取組を行う。	43
工場立地法で一定規模以上の工場に設置が義務付けられている工場敷地内の緑地について、規定の面積率の維持や適正な配置を指導することで、産業振興と地域環境の両立を図った。	A	工場立地法に基づく事務処理は、県内市町に権限委譲されているため、県は市町における運用面でのサポートを引き続き行う。	44
平成29年4月28日に市町文化財行政担当者研修会を実施し、文化財保護制度、文化財保護法に基づく適正な手続き等を説明した。	A	文化財の価値を損ねる行為等が発生しないよう、引き続き研修会等を通じて適正な文化財保護行政の実施を指導していく。	45

No	主要方策	事業・取組名	計画期間中(H29～H38)の 主な事業・取組予定	部局名	担当課
46	主要方策5 自立した持続性のある県民・ 事業者 に根ざした 景観形成 を進める	農村の魅力フォトコンテストの実施	農村景観等の魅力をPRし、保全活動の啓発を図る。	経済産業部	農地保全課
47		「花の都しずおか」づくりの推進	花や緑に関する講座やコンクールを開催する。	経済産業部	農芸振興課
48		緑化優良工場等表彰の推薦	県内で先進的な緑化や環境活動に取り組む工場を、経済産業省等の表彰に推薦する。	経済産業部	企業立地推進課
49		調査研究成果等を踏まえた情報提供	調査研究成果等を基に、富士山世界遺産セミナーや企画展等を開催する。	文化・観光部	世界遺産センター整備課
50		「水の都しずおか」の推進	県HPにより「水の都しずおか」に関する情報発信を行う。	くらし・環境部	政策監付
51		県産材利用促進	県産材PRイベントへの出展及び、出展支援を行う。 webサイト「木使いネット」による情報発信を行う。 木工工作コンクールを実施している団体への補助及び知事賞、部長賞の表彰を行う。	経済産業部	林業振興課
52		文化財クローズアップ	県内の文化財と気軽に触れ合える機会として講演会やシンポジウムを開催する。	教育委員会	文化財保護課
53		観光人材育成講座の開催	景観づくりに関する講座を、静岡文化芸術大学に委託して実施する「観光人材育成講座」の一部として実施する。(H29年度)	文化・観光部	大学課
54		総合的な学習の時間等をととした実践	市町において、地域のひと、もの、こととの関わりを生かした総合的な学習の時間の実践を行う。	教育委員会	義務教育課
55		「地域学」推進事業	指定校(平成29年度、県立松崎高校等10校)において地域学の学習活動を推進する。 富士山や伊豆半島ジオパークにおいてフィールドワークを実施する。	教育委員会	高校教育課
56		しずおかアダプト・ロード・プログラム	快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業などの道路清掃や美化活動を支援する。	交通基盤部	道路保全課
57		リバーフレンドシップ	地域住民や利用者等の清掃や除草等の河川美化活動を支援する。	交通基盤部	河川企画課 河川海岸整備課

平成29年度実績	評価	今後の予定	No
県民に農山村景観保全の必要性周知を図るため、ラジオや広報誌等による情報発信により、幅広く写真を募集。特に若い世代への周知を図るため、県内高校写真部や大学等へ案内した。その結果、800点を超える応募があり。その中から入賞作品50点を選出。また、入賞作品の展示を通じて、農山村景観の魅力を発信した。	A	入賞作品の展示やフォトコンテスト開催を通じて、県民に対し農山村の景観の魅力及び保全の必要性について周知する。	46
県民の花緑の利活用をすすめ、「花の都しずおか」づくりを推進するため、「ふじのくに花の都しずおか・花緑コンクール」を実施した。その結果、計104点の応募があり、うち38点を庭園デザイナー石原和幸氏を審査員長とする審査会で選出した。また入賞花壇等は、優良事例集として広く県民に情報発信した。	A	花や緑に関する講座やコンクール等の開催を通じて人材を育成し、暮らしの様々な場面で花と緑があふれるふじのくに「花の都しずおか」づくりを推進する。	47
工場緑化の優れた取組に関して、大臣賞1件、局長賞1件、会長賞2件の計4件の推薦を行い、各賞で受賞した。また、3賞の受賞件数合計は70件で全国1位である。	A	工場緑化の優良事例について、表彰制度に基づく推薦を引き続き行うことで、工場緑化の推進をしていく。	48
「芸術の源泉」として、富士山の景観は数多の芸術作品を産み出し、そのような富士山の普遍的な価値を後世に守り伝えていくための調査研究を実施し、その成果を県民に公開するため、世界遺産セミナーを開催した。	A	世界遺産富士山に係る情報提供の拠点施設として富士山世界遺産センターを運営し、富士山の歴史、文化等の調査研究や、調査研究成果を活用した展示やセミナー等を開催していく。	49
県HPIにより「水の都しずおか」に関する情報発信を行い、恵み豊かな水資源を次世代に継承するよう、水環境の保全を呼び掛けた。	A	引き続き、県HPIにより「水の都しずおか」に関する情報発信を行い、恵み豊かな水資源を次世代に継承するよう、水環境の保全を呼び掛ける。	50
関係団体への補助等により、県産材をPRするイベントへの出展支援、木工工作コンクールの実施支援、知事賞・部長賞の表彰を行った。Webサイト「木使いネット」による情報発信を行った。	A	関係団体への補助等により、県産材をPRするイベントへの出展支援、木工工作コンクールの実施支援、知事賞・部長賞の表彰を行う。Webサイト「木使いネット」による情報発信を行う。	51
平成29年10月9日に沼津市で文化財の見学会、講演会を実施し、135人の参加があった。アンケートの結果はほぼ全員が満足したとの回答。	A	平成30年度も実施し、文化財と触れ合える機会を提供し、県民の文化財に対する理解と関心を深める。	52
静岡文化芸術大学において、「都市の遺構とデザイン」をテーマに、建築家の長坂大氏を講師に迎え、使われなくなった都市インフラ等の再活用による観光資源の創出についての講演を行い、観光関係者など60名が参加した。(平成30年1月27日)	A	H30年度は計画なし (観光人材育成講座は開催するが、景観づくりをテーマとするものではない。)	53
各学校の総合的な学習の時間において、地域の人々の暮らし、自然や文化等、児童生徒を取り巻く環境に目を向けたテーマを設定し、創意工夫を生かした学習活動を行った。	A	市町において、地域のひと、もの、こととの関わりを生かした総合的な学習の時間の実践を継続して行う。	54
県立高校10校を指定し、地域の歴史や文化を学び、地域づくりに参画するような活動に対して学校全体での実施を支援した。平成30年3月に各校の実践を報告書にまとめて全県立高校に配布した。また、8月には、県内高校生(58人)を対象に、伊豆半島ジオパーク協議会及び富士砂防事務所との協力の下、富士山宝永火口や大沢扇状地の見学と防災対策についてフィールドワークを実施した。	A	平成30年度も10校を継続して指定し、年度末には報告書を全県立高校に配布する。フィールドワークは、8月に伊豆半島の自然環境及び防災をテーマに実施する。	55
快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業等の道路清掃や美化活動を支援した。 (団体数:171団体、活動人数:9,176人)	A	引き続き、快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業等の道路清掃や美化活動を支援する。	56
H29年度は29団体と新たに同意書を締結して、河川美化活動に取り組んでいただいた。	A	引き続き、地域住民や利用者等の清掃や除草等の河川美化活動を支援する。	57

No	主要方策	事業・取組名	計画期間中(H29～H38)の 主な事業・取組予定	部局名	担当課
58	主要方策5 自立した持続性のある県民・事業者 に根ざした景観形成を進める	しずおかポートサポーター	地域住民等が行う港湾・漁港環境整備施設の美化や維持管理、係留施設等における簡易な目視による点検、港湾・漁港施設等を活用した環境学習や啓発活動等を支援する。	交通基盤部	港湾企画課
59		一社一村しずおか運動 ふじのくに美農里プロジェクト	取組活動組織、範囲の拡大を図る。	経済産業部	農地保全課 農地整備課
60		道路協力団体制度の活用	道路の維持管理や利便性向上につながる活動に積極的に取り組む民間団体等を、「道路協力団体制度」を活用し、支援する。	交通基盤部	道路企画課 道路保全課
61		日本風景街道の取組促進	国や関係市町との連携を密にした、地域主体の活動に参加し、広報などの側面支援を実施する。	交通基盤部	道路企画課
62		河川海岸愛護団体等活動事業(補助金)	引き続き、県内の市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金の交付を行う。	交通基盤部	河川砂防管理課
63		沼津港みなとまちづくり推進計画への取組	平成29年度まで、官民の関係者が参加する沼津港まちづくり会議及びプロデュースチームのワークショップにおいて、取組み内容を纏め整備方針に反映させる。それ以降、機能再編として物流機能の移転、緑地整備、施設整備を進めていく。	交通基盤部	港湾企画課

平成29年度実績	評価	今後の予定	No
各認定団体の活動に必要な道具等の支給や活動に対する保険加入の負担を行っている。	A	継続して、各団体の環境学習や美化活動の支援を行う。	58
【一社一村しずおか運動】 新たに2の活動を認定し、平成29年度末時点で32の農山村地域と36の企業による39の活動を認定。 一社一村しずおか運動による農山村景観保全に関わる取組等を紹介する広報誌を2回発行し、県民に周知を図った。 【ふじのくに美農里プロジェクト】 ふじのくに美農里プロジェクトでは、活動組織数がH28年度末では226、H29年度末では232となり、取組が拡大している。	A	農山村と企業等との協働による農山村の景観保全を推進するため、マッチングを図っていく。 更なる取組活動組織の拡大を目指す。	59
「道路協力団体」の指定条件を満たす団体や活動はなかった。	-	道路の維持管理や利便性向上につながる活動に積極的に取り組む団体を「道路協力団体制度」を活用し、支援する。	60
地域主体の活動に参加し、「日本風景街道」の取組に対して側面支援を行った。	A	引き続き、国や関係市町と連携し、「日本風景街道」の取組を推進する。	61
H29年度は、河川海岸愛護活動を実施した31市町に18,999千円の補助を行った。	A	引き続き、愛護活動を実施した市町への補助を行う。	62
沼津港内港北側の多目的広場整備にあたって必要となる観光バスの受け入れ方法の変更について、実証実験を行い、乗降ルールを定め、H30.4から新たな観光バス受け入れ方法に移行。	A	内港北側の多目的広場の設計を実施するとともに、内港東側の浮棧橋の整備を進める。 また、内港西側の緑地整備について、民間活力を活用した整備手法について検討を行う。 整備の過程で、統一感のある良好な環境の形成に配慮していく。	63

		行動計画 No	1
事業・取組名	定点観測地点からの展望景観の観察		
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる		
部 局 名	文化・観光部	担当課	富士山世界遺産課
内 容	(1) 事業・取組の概要 地元市町による県内 11 箇所における定点観測により、視界に入り込む阻害要因について把握する。 (2) 平成 29 年度の実績・成果 定点観測地点からの展望景観に係る阻害要因は確認されず、その内容は、平成 28 年度経過観察指標に係る年次報告書として平成 30 年 3 月開催の富士山世界文化遺産協議会において承認された。 (3) 実績・成果における要因分析 文化財保護法や自然公園法等による各種規制や市町の景観条例等による開発の規模・位置に対する制御に効果のある行政手続の充実により、良好な展望景観が保たれている。 (4) 今後の予定 今後も引き続き経過観察を実施することで、展望景観の阻害要因を早期に把握し、負の影響を未然に防止する。		



		行動計画 No	6
事業・取組名	日本平山頂シンボル施設の整備		
主要方策	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する		
部 局 名	文化・観光部	担当課	観光政策課
内 容	(1) 事業・取組の概要 文化財保護法、県立自然公園条例及び静岡市景観条例に沿って眺望施設を整備する。 (2) 平成 29 年度の実績・成果 平成 29 年 6 月に文化財保護法（名勝日本平の現状変更）の許可を受け、10 月から工事に着手した。 (3) 実績・成果における要因分析 文化財保護法許可申請に当たり、法令等の遵守や景観配慮等について、静岡市と緊密に連携し文化庁との協議を重ねたことにより、工事に着手することができた。 (4) 今後の予定 平成 30 年 11 月に施設整備が完成し、開館する予定。		



「地域学」推進事業

1 主要方策

自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める。

2 事業名

「地域学」推進事業

3 要旨

(1) 地域学とは

地域の自然、人、事象などを学ぶことによって、郷土観を確立し、ひいては地域活性化や地域づくりを図っていく学習活動。

(2) 目的

地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、伊豆ジオパーク、富士山、浜名湖等、学校周辺地域の特色を生かした学習活動を推進する。

静岡県には、伊豆半島と富士山がある。伊豆半島は日本ジオパークに認定され、平成30年4月に、ユネスコから世界ジオパークの認定がされた。また、富士山は世界文化遺産に登録されている。

将来の静岡県を担う高校生がこの魅力を再確認し、郷土に今まで以上に誇りをもち、その魅力を発信していくことをこの事業は支援していく。

4 平成29年度事業実績

指定校は、県立松崎高校、県立伊豆総合高校、県立裾野高校、県立吉原高校、県立駿河総合高校、県立相良高校、県立池新田高校、県立横須賀高校、県立小笠高校、県立天竜高校春野校舎の計10校とする。

(1) 指定校の取組

ア 授業、特別活動等

地域の魅力の再確認と発掘

イ 大学、研究施設との連携

大学の教員や研究者による講義、実験及びフィールドワークによる学術的な学び

ウ 部活動、生徒会等

地域の魅力を広報する方法の検討、教材等の開発

(2) フィールドワーク

実施場所 富士山

開催日 平成29年8月10日（木）

内 容 宝永火口及び大沢扇状地等の見学等により、富士山の自然環境及び防災を理解する。（参加者58人）

(3) 地域学冊子の作成

指定校10校の活動についてまとめた冊子を全県立高校に配布した。

5 成果・課題

地域の人材や行政の支援等を上手に活用しながら、大変充実した取組を実践できた。指定校は、これまでの地域との関わりを通して、学校と地域の間で信頼関係ができているため、連携がとりやすい。そのため、生徒達が、地域の文化や景観等の理解や地域課題解決に向けた活動を行う際に、地域住民や行政の協力を得やすい。今後も指定校の取組を県立高校に周知し、指定校以外でも同様の取組が行われるよう支援していく。

フィールドワークについては、伊豆半島ジオパーク推進協議会や国土交通省富士砂防事務所の協力を受けながら、講師の適切な指導により、富士山の地形の成立や大沢崩れ付近の土砂災害防止のための取組などを知ることができた。伊豆ジオパーク推進協議会と富士砂防事務所には数年間講師等を依頼しており、連携が図られている。

6 平成 30 年度事業計画

(1) 指定校の取組

ア 授業、特別活動等

地域の魅力の再確認と発掘

イ 大学、研究施設との連携

大学の教員や研究者による講義、実験及びフィールドワークによる学術的な学び

ウ 部活動、生徒会等

地域の魅力を広報する方法の検討、教材等の開発

(2) フィールドワーク

実施場所 伊豆半島

開催日 平成30年8月21日（火）参加予定者 106人

内容 伊豆半島の見学等により、伊豆地域の自然環境及び防災を理解する。

(3) 地域学冊子の作成

指定校10校の活動についてまとめた冊子を全県立高校に配布する。



フィールドワーク（富士山）



フィールドワーク（大沢扇状地）



棚田の保全活動（松崎高校）



ジオパーク活動（伊豆総合高校）

3 その他の事業・取組

行動計画は、景観形成を推進する上で、進捗管理が求められる主な事業・取組で構成されていますが、景観形成につながる事業・取組は多岐にわたります。

そこで、行動計画に位置付けられている事業・取組以外で、景観形成に関連する各部局の事業・取組※を示します。

No.	事業・取組名	部局名	担当課
1	本庁舎の環境美化及び本館窓辺の草花設置事業	経営管理部	管財課
2	吉原林間学園改築整備事業	健康福祉部	こども家庭課
3	景観に配慮した交通安全施設の整備について	警察本部	交通規制課

※平成30年度に実施中の事業・取組も含みます。

1 本庁舎の環境美化

県庁舎の環境美化を図るため、平成 18 年 11 月から福祉施設が栽培した花を県庁に設置している。

(1) 花プランターの設置数と設置箇所

各福祉施設から 30 鉢購入し、ローテーション（約 1.5 ヶ月）により、本館正面玄関前へ設置している。

(2) 花プランターの供給

県内福祉施設に栽培を依頼し、これを購入する。

(3) 平成 30 年度の設置計画（29 年度と同じ）

	施設名	設置実績
1	社会福祉法人藤枝すみれ会 南部すみれの家	4 月下旬から約 2 ヶ月間
2	社会福祉法人富岳館 アークビレッジ富岳	5 月下旬から約 2 ヶ月間
3	特定非営利活動法人 のぞみ作業所	7 月上旬から約 2 ヶ月間
4	社会福祉法人ステップ・ワン	8 月下旬から約 2 ヶ月間
5	社会福祉法人草笛の会 だいとう作業所	10 月中旬から約 2 ヶ月間
6	社会福祉法人福浜会 はまぼう	11 月中旬から約 2 ヶ月間
7	社会福祉法人庵原福祉会 さくらワーク	1 月中旬から約 2 ヶ月間
8	社会福祉法人遠江学園 ひくまの	2 月中旬から約 2 ヶ月間



2 本館窓辺の草花設置事業

県民の親しみ易い県庁とするため、また、県民の環境美化・緑化運動の啓発を図るため、平成7年1月4日から本館正面窓辺等に草花を設置している。

(1) 草花の設置箇所とプランター設置数

本館2～4階の窓（80窓）、本館正面玄関等。

（1回あたり160鉢）

(2) 草花の供給

農林大学校及び県下農業高校（11校）に栽培を依頼し、これを購入する。

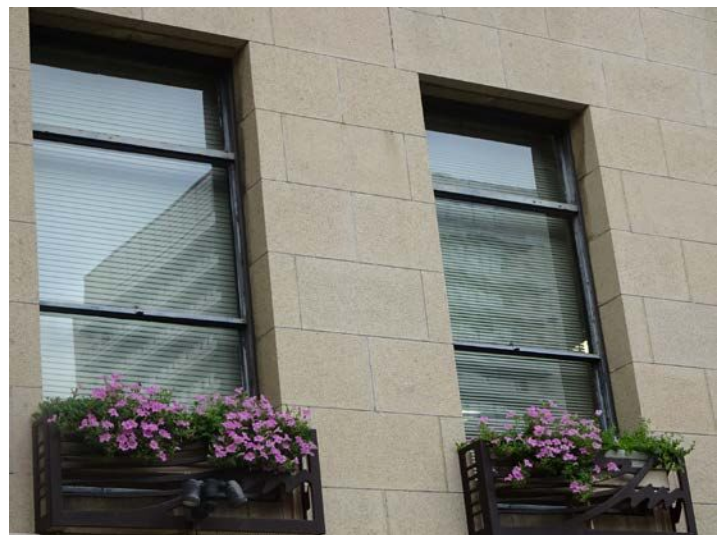
(3) 平成30年度の設置計画

設置期間	草花の種類	供給校
4月下旬～6月	ベゴニア	静岡農業高校、浜松湖北高校
7月中旬～9月	サフィニア	浜松大平台高校、天竜高校、農林大学校
10月中旬～11月	ベゴニア	下田高校南伊豆分校、富岳館高校、遠江総合高校
12月中旬～1月	カレンデュラ	田方農業高校、藤枝北高校
2月中旬～4月	パンジー	磐田農業高校、小笠高校

(4) 草花の日常管理

灌水等日常の管理は、原則として当該窓辺の各課職員が行う。ただし、閉庁日については、業者に業務委託している。

なお、プランター残土処理は、平成8年度から業者（平成30年度は森荘造園（株））に委託している。



吉原林間学園改築整備事業

(健康福祉部こども未来局こども家庭課)

1 要 旨

吉原林間学園は児童福祉法に規定される児童心理治療施設である。昭和 57 年の改築後 30 年余りが経過し老朽化した施設を移転改築し、居室の個室化等により、入所児童の生活環境の改善を図る。

2 現施設と新施設の比較

区 分	現 施 設	新 施 設
所 在 地	富士市大淵	富士市厚原
開設年度	昭和 37 年度(昭和 56～57 年度改築)	平成 30 年度末 (予定)
入所定員	50 人 (小学生 30 人、中学生 20 人)	同左
敷地面積	13,088 m ²	16,400 m ²
延床面積	3,698.54 m ²	4,454.07 m ²
機 能	・入所児童の心理治療、生活指導 ・退所後支援	現施設の機能に加えて ・小規模ユニットケア化 ・児童精神科外来診療所の付置

3 景観に関連する取組

(1) 建物デザインの基本的な考え方

施設の外側には、安定感や落ち着きをイメージさせ、周辺景観に溶け込みやすいブラウン系の外装材を採用し、内側には、富士山を背景に緑や空に映えるアイボリー系の外装材を採用している。

(2) 専門家による景観検討

ア 日時 平成 30 年 4 月 16 日 (月) 10 時～

イ 招聘委員 加藤幸枝委員 (静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会委員)

ウ 委員からの主な意見

予算が限られた中で外装材の見せ方や設計者の考え方がよく反映されており、現行の案で問題ない。

(3) 外観イメージ



景観に配慮した交通安全施設の整備について

警察本部 交通部 交通規制課

1 色彩

公安委員会が整備する交通安全施設については、交通の安全と円滑を目的に設置しており、信号機の一部及び大型標識の柱の色彩については、景観への配慮から「ふじのくに色彩・デザイン指針」に基づきダークブラウン色を採用している。



2 統合柱

道路管理者等の関係機関と調整・連携し、機能が異なる道路附属物（信号機、照明等）を一体化している。



ふじのくに景観形成計画進捗状況評価レポート

静岡県景観づくり推進本部

(事務局 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課)

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6

TEL 054-221-3490 FAX 054-221-3493 E-MAIL keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp